

第四百十五回
会

参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第六号(その一)

平成十一年八月五日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

八月四日

辞任

本岡 昭次君

烟野 君枝君

山本 正和君

八月五日

辞任

佐藤 雄平君

山本 保君

補欠選任

佐藤 雄平君

林 紀子君

清水 澄子君

補欠選任

本岡 昭次君

山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岩崎 純三君

鴻池 祥肇君

溝手 顕正君

江田 五月君

森本 晃司君

笠井 亮君

委員

市川 一朗君

景山 俊太郎君

龜井 郁夫君

中川 義雄君

南野 知恵子君

橋本 聖子君

馳 浩君

森田 次夫君

足立 良平君

石田 美栄君

江本 孟紀君

竹村 泰子君

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

本岡 昭次君

松 あきら君

山下 栄一君

林 紀子君

清水 澄子君

扇 千景君

山崎 力君

志村 昌俊君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

巻端 俊兒君

本晃司理事、笠井亮理事、中川義雄委員、森田次夫委員、佐藤雄平委員、竹村泰子委員、山崎力委員及び私、溝手顕正の九名で、昨四日、仙台市において地方公聴会を開催し、国旗及び国歌に関する法律案につきまして、社団法人仙台青年会議所理事長成田治君、日本キリスト教協議会総幹事大津健一君、郡山地区連合町内会長千葉抱義君、宮城県教職員組合委員長富樫昌良君の四名の公述人から意見を聴取いたしました。

以下、意見の要旨を簡単に御報告申し上げますと、まず、成田公述人から、青年会議所という団体は地球を一つの世界と考えてその未来を考えていくというところが、各国との交流の中で最低限のルールは相手国を敬うとともに自分の国を愛することであり、国旗・国歌は国のベースである。

次に、大津公述人から、アジア侵略、植民地化のシンボルである日の丸、及び天皇を賛美し、国民主権の今日にふさわしくない内容を持つ君が代の法制化は、強制化につながる。

次に、千葉公述人から、日の丸・君が代ともに国旗・国歌として国民の間に定着しているが、君が代の歌詞については、可能な限り議論が必要である。

最後に、富樫公述人から、いかなる強制もなじまない学校教育において、大綱の基準である学習指導要領によって日の丸・君が代の指導だけが義務化され、処分されることは理不尽であるなど、それぞれの立場から意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、教育現場の問題を解決する上で法制化がもたらす効果、国旗・国歌を成文化すること、あるいは慣習のままとする。この是非、日の丸・君が代についての正しい歴史教育の必要性、法制化が教育現場にもたらす影響、公教育における合理的な強制の必要性などの質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれにより御承知願いたいと存じます。

以上、第一班の報告を終わります。

○委員長(岩崎純三君) 次に、第二班の報告をお願いいたします。江田五月君。

○江田五月君 第二班につきまして御報告いたします。

派遣委員は、鴻池祥肇理事を団長として、亀井郁夫委員、南野知恵子委員、馳浩委員、石田美栄委員、山本保委員、林紀子委員、山本正和委員及び私、江田五月の九名で、昨四日、名古屋市内において地方公聴会を開催し、国旗及び国歌に関する法律案につきまして、学校法人山本学園理事長山本春樹君、日本基督教団牧師島しづ子君、名古屋工学院専門学校校長中山清治君、南山大学教授小林武君、日本戦没学生記念会事務局長・名古屋大学名誉教授安川寿之輔君、京都産業大学教授・法学博士所功君の六名の公述人から意見を聴取いたしました。

以下、意見の要旨を簡単に御報告申し上げますと、まず、山本公述人から、教育現場の混乱回避のためにも国旗・国歌の法制化は必要である。国旗・国歌についての教育は海外に出ていく生徒たちのためにも有用である。

次に、島公述人から、日の丸・君が代は戦前の天皇制と切り離せず、また、君が代は、国民主権とは相入れない。国を愛するということは、内面にゆだねられることで、強制することは許されない。

次に、中山公述人から、日の丸・君が代について戦後はイメージが変わり、軍国主義の象徴ではなくなっている。国旗・国歌は慣行として定着しており、法制化を急ぐべきである。

次に、小林公述人から、国民的議論が十分では

なく、また、法制化は思想・良心の自由の侵害を拡大するおそれがある。国旗・国歌の制定については、民主主義、人権の尊重、平和主義に基づくものであることが求められる。

次に、安川公述人から、教育現場での強制は、教育の悪しき政治利用であり、大学生の大多数が法制化反対とのアンケートもある。君が代の「君」が象徴天皇であるというのは差別につながる。

最後に、所公述人から、日本独特の伝統文化である日の丸・君が代について、「一段と理解を深めつつ二十一世紀に進んでまいりたい。法制化をチャンスとして、真の日本再建と国際化を実現したいなど、それぞれの立場から意見が述べられました。

公述人の意見に対し、各委員より、日本国憲法制定当時から象徴天皇イコール国家と考えられていたか、国旗・国歌の法制化に向けてはどのような条件がそろえばよいのか、キリスト者として違和感を持つのは国旗・国歌に対してか、日の丸・君が代に対してか、教育現場での教師に対する国旗・国歌の強制は思想・良心の自由に反しないか、日の丸と君が代とは学生たちの受けとめ方に違いがあるか、などの質疑が行われました。

なお、会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はこれにより御承知願いたいと存じます。

以上、第二班の報告を終わります。

○委員長(岩崎純三君) 以上で委員派遣の報告は終了いたしました。

○委員長(岩崎純三君) 公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

国旗及び国歌に関する法律案の審査のため、八月九日午前九時に公聴会を開会することとし、公述人の数及び選定等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(岩崎純三君) 多数と認めます。よつ

て、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時八分散会

(参照)

仙台地方公聴会速記録

(本号(その二)に掲載)

名古屋地方公聴会速記録

(本号(その二)に掲載)

第百四十五回 参議院国旗及び国歌に関する特別委員会会議録第六号(その二)

〔本号(その二)参照〕

仙台地方公聴会速記録

期日 平成十一年八月四日(水曜日)
場所 仙台市 江陽グランドホテル

派遣委員

団長 委員長 岩崎 純三君
理事 溝手 顕正君
理事 森本 晃司君
理事 笠井 亮君
理事 中川 義雄君
理事 森田 次夫君
理事 佐藤 雄平君
理事 竹村 泰子君
理事 山崎 力君

公述人

社団法人仙台青年会議所理事長 成田 治君
日本キリスト教協議会総幹事 大津 健一君
郡山地区連合町内会長 千葉 胞義君
宮城県教職員組合委員長 富樫 昌良君

〔午後一時開会〕

○団長(岩崎純三君) ただいまから参議院国旗及び国歌に関する特別委員会仙台地方公聴会を開会いたします。

私は、今日の会議を主宰いたします参議院国旗及び国歌に関する特別委員長の岩崎純三でございます。よろしくお願いいたします。

まず、私どもの委員を御紹介いたします。自由民主党所属の溝手顕正理事でございます。公明党所属の森本晃司理事でございます。

日本共産党所属の笠井亮理事でございます。自由民主党所属の中川義雄委員でございます。同じく森田次夫委員でございます。民主党・新緑風会所属の竹村泰子委員でございます。

同じく佐藤雄平委員でございます。参議院の会所属の山崎力委員でございます。以上の九名でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

国旗及び国歌に関する特別委員会におきましては、目下、国旗及び国歌に関する法律案について審査を行っておりますが、本日は、本法律案につきまして関心をお持ちの皆様から貴重な御意見を承るため、当仙台市において地方公聴会を開催することにいたしました。どうぞよろしく御願い申し上げます。

次に、公述人の方々を御紹介申し上げます。

社団法人仙台青年会議所理事長成田治公述人、日本キリスト教協議会総幹事大津健一公述人、郡山地区連合町内会長千葉胞義公述人、宮城県教職員組合委員長富樫昌良公述人、以上四名の方でございます。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙のところ、また連日の暑い中、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、皆様方から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の法案審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、成田公述人、大津公述人、千葉公述人、富樫公述人の順序で、それぞれ十分程度御意見を述べた後に各委員の質疑にお答えいただきます。と存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず成田公述人から御意見を述べさせていただきます。と存じます。成田公述人。

○公述人(成田治君) 私は、社団法人仙台青年会議所で理事長を務めていただいております成田と申します。

本日は、本法案に関しまして、青年会議所の運動に携わっている立場から御意見を申し述べさせていただきます。というふうに考えております。

まず、本法案の成立に関しまして、私といたしましては賛意を表したいものというふうに考えております。

理由はさまざまございますが、まず、これだけ国民の心に定着しているものを今さら違ふものと言うことに何の意味があるのかなということでございます。そして、なぜ今まで法制化をしていなかったかということに関して甚だ疑問を感じているところがございます。

我々の団体は、日本では約七百五十の青年会議所がございます。会員数約六万人、そして世界百十カ国にわたる団体でございます。

第二次大戦後、日本がまだバツシグされていたいわゆるサンフランシスコ講和条約前に既に、日本が世界に対してこの団体に所属することを表明したときに受け入れをいただいたという経緯がございます。現在でもその百十カ国の仲間と地球の未来について議論を重ねるところであります。

そして、その大きなテーマの一つに地球市民という考え方がございまして、これは、それぞれが

国を超えて地球を一つの国家と考えてその未来を考えていきたいと思います。

その中で、各国の代表者の皆さんと率直な議論を交わしているところでありまして、そんな私たちの中で最低限のルールというのは、お互いの国にまず敬意を払って、そして我々としては、まず自分の町を愛すること、そして国を愛すること、そしてそれから、それを最低条件にして地球を愛することというのが我々の必須項目なのであります。したがって、どんな国のメンバーでも、その国を愛さない者、そして自分の国の国旗や国歌に敬意を払わない者はいないのです。

今回の法案に関して、実はそのJICの活動を通じて友人の各国の皆さんにいろいろとお尋ねをしてみました。非常に反応は冷やかでございます。むしろ、嘲笑に近い部分があったんじゃないかなというふうに思うんです。

それは、彼らとしては、では、我々がさまざまなスポーツの大会でありますとか場面を通して敬意を払っていたあなたの国の国旗や国歌は一体今まで何だったんですかと。例えば、この法案に關しまして、戦争のイメージでありますとか、その当時行われたとされている略奪や残虐行為のイメージとイコールとする方、それとすりかえる方がおられますが、そういう安易な発想で国際を考えるのが日本人の悪い癖であるというのが彼らの率直な感想でありますし、私もそのように考えます。

例えば、国旗や国歌を否定したり変えるということでは我々が犯してしまった愚かな行為をすりかえることは決してできないわけでありまして、残念ながら、戦争という愚かな行為を人間がしているときにはどんな国でも同じようなことを考えておったわけでございます。

そして、法制化に関しては、各国それぞれ、し

ている国、していない国がございますが、国旗の成り立ちでありますとか、国歌の成り立ちに関して情報が入っているということと、その認識を認めて、それに今さら疑問を感じるというナショナリズムの欠如というのはほかの国では考えられないことなのであります。あるいは、その国旗や国歌の成り立ちに我々が疑問を感じるものであっても、政府、そして日本の国としてシステムで今の正しい姿をあらわしていれば何ら問題はないのではないかとというのが私の意見でございます。

むしろ、彼らから聞かれた大きな声の一つに広島島の悲しい事件がございました。教育の現場でいさかいかから非常に不幸な結果を招いたということに關して、彼らも私も同じような意見でございます。したがって、彼らが非常に憤りを感じたのは、そこに教育を実際に受ける子供の存在というのが不在であったということ。そして、自分の主義や主張を通すために人間の命が犠牲になつてもいいのでしょうか。それは、だれも大きな声で申し上げられませんが、犯罪に近いものであるというふうに考えております。

まず国旗や国歌というのはこの国のベースでありまして、国会議員の皆様が論ぜられる政策や外交というものはその後に来るものではないでしようか。

最後に申し上げたいのは、日本人として国のありようを議論するのが国会であるというふうにより、我々は習っております。そのとおり日本のかじ取りが国会なのであれば、皆さんも御承知のとおり、国籍のない船は出帆はできないわけですから、この国としてのベース、本法案は一日も早く成立に結びつけていただきまして、こんなに多くの先生方が御足労いただく前に、ほかに、今日日本は大変厳しい立場におられるわけでございますから、一日も早く外交に経済に、さらには地球意識的な政策を打ち出すことが二十一世紀の日本に求められる姿と信じておりますので、本法案の一日も早い成立とともに、新しい日本の姿を世界に発信していただきたいと思いますところであります。

ありがとうございます。

○田長 岩崎純三君 ありがとうございます。次に、大津公述人にお断りをいたします。大津公述人。

○公述人(大津健一君) 私は、既に先生方のお手元に資料を渡してありますので、それに基づいて発言をさせていただきます。

私は、日の丸・君が代を国旗・国歌と制定するための国旗及び国歌に関する法律案に反対します。これから述べることは、その反対の理由です。

日の丸は、戦前、戦中、日本が侵略し、日本の植民地となつたアジアの国々に対する日本の支配のシンボルとして掲げられていました。私は、一九八六年から九四年までの八年間、アジアのキリスト教関係の国際団体、アジアキリスト教協議会で働いた経験を持っております。アジアの多くのキリスト者やそうでない人々との出会いを通して、多くのアジアの人々が、五十年たつた今日も、日本の侵略や植民地支配に対して深い心の傷を持ち、日本人を許していないことを知らされました。また、政府は、今日までアジアの戦争被害者に対して、その補償と正式な謝罪を怠つてきました。このような中で、日本の侵略戦争のシンボルであつた日の丸を国旗として認めることはできません。

君が代は、天皇を賛美する歌です。

一九三一年発行のキリスト教の賛美歌には、本書の歌にあらずとして、君が代が収録されておりました。また、キリスト教の礼拝式の中で宮城選拝が行われ、国歌奉唱が義務づけられておりました。キリスト教は、国家によつて強制されたにせよ、神ならざるもの天皇を神として礼拝し賛美した誤りを犯したことに深い悔い改めの思いを持つてここにおります。

一九三七年の小学校の教科書は、君が代について、我が天皇陛下のお治めになるこの御代は、千年も万年も、いや、いつまでもいつまでも続いてお栄えになるようにという意味だと教えました。

この同じ君が代を政府は、君が代の「君」は、今の憲法では国と国民統合の象徴である天皇と語り、小淵首相は、その地位が主権の存する国民の総意に基づく天皇のことを指すと説明しております。

しかし、一九八九年の新天皇の即位の礼や大嘗祭は、天皇が特別な神聖の権威を持つ宗教的存在であることを示しました。

このような宗教的存在である天皇を賛美する歌、君が代を法制化して強制することは、私たちの魂の問題に介入することであり、憲法に保障された私たちの宗教の自由を侵害するものであります。

日の丸・君が代法制化は、強制化になると申し上げたいと思います。

広島世羅高校の校長の自死は、教育委員会の学校指導要綱による日の丸・君が代の強制によるものとされております。秋田市中学校総合体育大会の開会式で来賓のお一人が、日の丸の掲揚、君が代斉唱時に座つていた一人が、起立しなかつた人がこの会場から出ていったと言つたと言つたと伝えられていますが、法制化によつてこういう発言はもつと露骨になされる可能性があります。

東京都教育委員会は、君が代伴奏を拒否した小学校のピアノ教師を地方公務員法に反したということで戒告処分を与えましたが、法制化後、こういうケースが起これば、もつと厳しい処分が行われるものと予想されます。

今月二日の皆さんの国旗・国歌特別委員会での文部省の矢野重典教育助成局長は、教職員が国旗・国歌の指導に矛盾を感じ、思想、良心の自由を理由に指導を拒否することまでは保障されていなくとも、処分の対象になると言つたことは、法制化が現場の教師にはつきりと強制力を持つものであることを物語っております。

日の丸を掲揚し、君が代を斉唱する自由があるとともに、自己の良心に従つて日の丸・君が代を拒否する自由もあると考えるのが妥当であります。

昨今のマスコミによる世論調査では、国民の間には法制化反対の意見が賛成の意見よりも大きくなつてくる現実の中で、国民の間に定着しているという理由だけで法制化をすることは、多くの国民の意思を無視することであり、それこそ憲法で保障された良心、思想、宗教の自由を侵害することになります。

日本の過去の侵略の歴史に誠実に向き合おうとして多くの教師たちが、文部省による日の丸・君が代の押しつけという現実の前で苦しんでいることを、特別委員会の皆さんはどれほど知っておられるでしょうか。法制化することは、苦しんでいる教師たちに日の丸・君が代の踏み絵を踏ませることになり、教師の心に深い傷を残すことになりま。

日の丸・君が代を強制することは、教育基本法に定められた教育の自主性、自発性の尊重と矛盾することではないでしょうか。教師たちの良心の自由はどうなりますか。良心を持つ教師は要らないということでしょうか。教育の中心は、あくまでも一人一人の人格を持つ子供たちでありまして、国家のしるしとされる日の丸・君が代を強制することではありま。

日の丸・君が代の法制化は、国家権力が教師や生徒や私たちの魂の内面まで入り込んで、私たちの魂を支配することになります。私は、私の神への信仰にかけてそれを認めることはできません。今日、日の丸・君が代の法制化に反対する人々の声が日々大きくなり、国民の考えが二分されているというふうには私は考えております。そして、この問題に対する十分な議論がなされないまま、皆さんの特別委員会ではもうすぐ採決をするのではないかと、あるいは本会議で採決される日が近いというふうにはマスコミなどで報じられております。

私は、参議院は衆議院と違って良識の府であるというふうには思っております。参議院が、国民が法制化についていろいろな疑義を表明しているこの現実の中で、ほんのわずかな審議の時間しか

とらず、採決を拙速に行おうとすることは、私は参議院の本来のあり方からいっておかしいというふうに思っております。そして、このままで採決するならば、私は議会政治が本当に信頼をなくしていくことになるのではないかと、そのように考えております。

このような意味で、この問題について、ここで採決をして決着するものではありませんで、慎重に審議する時間を設けていただいて、次の国会で国民の幅広い論議する場所を設けていただいて、そして継続審議としていただくこと、そのことを心から願っております。

○団長(岩崎純三君) ありがとうございます。次に、千葉公述人にお願いをいたします。千葉公述人。

○公述人(千葉公述君) 千葉でございます。

私は、以前教職に携わったことがあるものですから、そのこともこの中で述べさせていただきます。いなというふうに思っております。

まず最初に、国旗・国歌のことでございますが、国旗については、明治三年に船舶に掲揚すべき国旗の制式というのが決まった。それから、昭和二十六年に天野文部大臣が国旗掲揚、国歌斉唱が望ましいという談話を発表しております。昭和五十年には、総理府の世論調査によりまして、日の丸を国旗としてふさわしいというのが八四%あったというふうな記録がございます。

一方、君が代については、明治十三年、現行の曲を持つ君が代が完成したと言われている。そして、明治二十年代あたりからこの君が代は国民に定着しつつあった。昭和三十三年には、国民の祝日に君が代斉唱が望ましいという文部省指導要領にちゃんと載っている。昭和五十年にこの君が代の世論調査をやりました。そうしたら、国歌としてふさわしいものと思うというのが七七%あったというデータがございます。

その間のことは随分抜き差ししたけれども、こういうことを一方で考えると、日の丸と君が代というのは、そういう歴史的なことを考えてくると

やっぱり慣行によってそれなりにやられておったということが言えるだろうと思えます。したがって、それがずっと続いておったということ、は、広く国民に定着しておったのではないかと、あるいは現在定着しておるといふふうに私は考えております。

それから、国際間でも日本は日の丸と。それから、外国に行くと、あるいは日本でも同じですが、いろいろなスポーツなどで日の丸が上がる場合にはやっぱり君が代だろうと、これも定着している。それから、外国を訪問したときなどは、やっぱり日の丸であり、君が代であると。先ほど申し上げたスポーツにおいても明らかで、それから船舶も同じ、航空機などにも明示され、マークがついている、いわば運輸関係等にはそういうことが非常に多い。いわゆる、国際間でお互いに尊重されているということができるというふうに思っています。

日本民族は、大変私はすばらしい民族だな、非常に伝統のある民族だということに思っております。かつて私が外国旅行したときに、非常に安堵の胸をなでおろしたことがございます。それは、大変疲れておった体ではございましたが、日章旗が掲げられておった。ああ私もやっぱり日本人だ、やっぱり日本という国は、こういうふうなこまで来ても日章旗を掲げられているんだ、そういう日本の国のありがたさといふ感じが、そういう安堵感を旅行をしたときにつくづく感じ、大変に熱い思いをし、また涙も出るぐらいの感動の仕方であつたというふうに私は心に今秘めておるわけでございます。

そういうことを考えると、やっぱり国歌・国旗は定着している。したがって、これを法制化して、そして日本国民として、あるいは外国の方々にも、これが日本の国旗・国歌であると正々堂々と胸を張って言える日本の国でありたいというふうな思いでございます。

ただ、君が代の歌詞については、いろいろありますけれども、これはやっぱり可能な限り時間を

かけて、そして広く声を聞ける、あるいは聞く、そういう手だが、やっぱり残された時間でやるだけのことは必要ではなからうかというふうに思っております。

なお、町内会などでも、このことについて特に検討会を設けるとか談話会を設けるとかというところは議題としては上げませんでしたが、お互いの情報としてこういうことにならば触れております。そうすると、やっぱりこれはちゃんと定着しております。むしろ遅過ぎた、なぜこういうことについていまだ少し早く取り上げなかったのかという意見もございまして、したがって、先ほど申し上げましたが、これを早くきちんとおさめていただきたいと思います。

次に、ちよつと今のことに関連しますが、中学校の実施状況、平成十年度の入学式の場合ですが、国旗掲揚が小中学校で九八%ありました。同じく国歌斉唱は八七%実施しております。ということは、やっぱりそれだけ定着しつつあるんだと。ところが、府県によつては一〇〇%実施した県もございましてという記録がございます。ということとをまず最初に申し上げ、その次に、学校の教職に携わった関係があるものですから、学習指導要領とそれの取り扱いといふまいし、指導と

これは、社会の中で小学校三、四年、それから同じく社会で小学校の六年、我が国の国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てる、諸外国の国旗・国歌も尊重する態度を育てるよう配慮するといふふうに学習指導要領に明記してある。

それから、小学校の特別活動といふのがございまして、中学校にもございまして、その特別活動では、入学式、卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗掲揚、国歌斉唱するよう指導するといふふうなうたててあります。

それから、中学校の社会の公民という時間ですが、その中にもこういう一文がございまして、国家間の相互の主権の尊重と協力の中で、国旗・国歌

の意義を相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すると、こういうふうな指導要領に載っている。

ところが、現場においては、必ずしもこの取り扱いが同じような取り扱いにはなっていない。私が勤めておったときも、声を高らかにして反対と言ふことはなかったけれども、取り扱いの態度はやはりその度合いがそれぞれ違つておった。これを取り扱うという方向の方もあれば、いや、これはそのままにしておいた方がいいのではないかと、あるいは中間的な立場に立っている教職員というのがあります。

そういうふうな、学校現場では、やはりそういうような姿勢が一貫していなければ、方針が一貫していなければ被害をこうむるのは子供たちだといふふうに思っています。非常に子供たちは迷惑する。やっぱりお互いに話をして、理解すべきは理解し、そして法に制定されたのであれば、それは日本国民、公務員として守るべきは守るという態度が、これからの日本なり国際社会にとつては非常に大事ではなからうかというふうに思うわけでございます。

したがって、国旗の制定、国歌の制定、これはその方向で進んでいただければというふうに思います。

以上でございます。終わります。

○団長(岩崎純三君) ありがとうございます。次に、富樫公述人にお願いをいたします。富樫公述人。

○公述人(富樫昌良君) 宮城県教職員組合の富樫でございます。

全国の子供たちとともに日夜奮闘している教職員の良心を踏まえながら、以下に述べる理由で、私は、日の丸を国旗、君が代を国歌とする法案に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。と思います。

子供たちの個性と人権を最大限に尊重すべき学校教育には、いかなる強制もなじまないというこ

とであります。

今、子供たちがさまざまな矛盾を抱え、過度の受験競争の中で人間関係さえも希薄になり、いじめ、暴力、その他の問題行動が増大し、小学校低学年でも学級が成り立たない状態が生まれていることは御存じのとおりだと思います。

一九九二年九月から学校五日制が導入されると、文部省の調査研究協力者会議の報告は、子供たちの健全な発達を保障するためには硬直して画一化した学校教育を改革しなければならぬ、子供と学校にゆとりを取り戻さなければならぬと指摘をしております。

そのような状況にあるだけに、現場の教職員は、子供たちに少しでもわかる喜びを味わわせたい、学校の楽しさを経験させたい、さまざまな場面での感動を体験させたいと日夜努力をしております。

初めて学校に入る小学校一年生に対しては、ステージいっぱい飾りつけをしたり、二、三年生の心を込めた歌や合奏で迎えようと、春休みを返上して教職員は取り組みます。あるいは、六年生や中学校三年の卒業に当たっては、どんなに荒れた子供であっても、その子もみんな包み込み、感動的な卒業式を経験する中で、自分もかけがえない人間として認められているんだということ、卒業を教職員も地域の方々もたくさんの方々が祝ひ、励ましてくれるんだということを感ぜさせたい。心からそう思っている在校生や教職員は一体となって準備をします。

それぞれの地域性や学校の実態、子供たちの成長の様子を考えながら、入学してくるすべての子供たちが、あるいは卒業生の一人一人が主人公になれるような入学式や卒業式のあり方を考えます。

ところが、この十年は特に、子供たちの思いも教職員の願いも関係なく、日の丸の旗はステイジ正面に張ること、修礼で始まり、開式の言葉、君が代斉唱の順で行うことと画一的に強制されることによって、感動的な式になるはずのものが無味

乾燥なものになってしまふ。そればかりでなく、強制しようとする管理職と学校行事の感動を大事にしようとする教職員の間に無用の対立を生み出すことさえあります。

学校を学校らしくするためにも、学校五日制の調査研究協力者会議の報告のように、これまでの形式化、画一化した物の考え方は乗り越えなければならぬと思います。そのためには、学校教育への強制を前提とした日の丸・君が代の法制化は何としてもやめていただきたいと、心から訴えるのであります。

次に、日の丸は侵略戦争の旗印に使われた歴史があり、君が代は天皇陛下のお治めになる御代が千年も万年も栄えるようにと歌われたまさに天皇賛美の歌であったことは、この間の国会でのやりとりを聞けば、政府の方々も一致して認めている歴史的な事実であります。このような歴史的な事実と照らしても、国民主権や平和主義を原則とする日本国憲法の精神と相入るものではないし、国旗・国歌として国民の親愛や国際的な理解を得るにはふさわしくないと考えるのが自然ではないでしょうか。

もちろん、全く逆の考え方があることも承知しております。要するに、日の丸・君が代問題は歴史観、戦争観によって評価が完全に相反するものであり、極めて政治的な性格を持つものとなっております。それをいつとときの多数派が政治的恩恵のもとに教育現場や国民に押しつけるとすれば、それは憲法に保障された基本的人権、思想、信条の自由を侵すことにしかりません。

特定の政治的立場によってその評価が大きく異なる問題について、議会の多数によってあるいは法律によっても一方に押しつけることは、個々の人間の思想、信条を規制するものであり、国会が基本的人権そのものを否定し、憲法違反の法律をつくるということになりはしないでしょうか。国会議員の皆様方に対してこのような発言をすることは極めて礼を失していることかもしれません。が、日本国憲法第九十八条では、わざわざ憲法

が最高法規であること、そして第九十九条では、行政、立法に携わる方々や公務員の憲法擁護義務をうたっている意味をぜひとも真剣にお考えいただきたいと思います。

三つ目、文部省は、学習指導要領は大綱的なものであり弾力性を持つものであるという見解を出しています。にもかかわらず、日の丸・君が代の指導だけが義務化され、その取り扱い次第では処分の対象になるということは余りにも理不尽なことであります。

参議院特別委員会での論議や政府答弁を聞いてみると、どうやって国民的な議論を広げるか、どうすれば国民大多數の合意をつくれるかという議論ではなく、とにかく法制化が先にあることで、指導しない教員、職務命令に従わない教員は処分されるのかどうか、そういうやりとりになっていきます。まさに、恫喝をしてでも強制する、そのための根拠づくりが法制化だということに感ぜさせ受けています。

二〇〇二年実施の学習指導要領が来年度から移行措置に入ります。今回の学習指導要領の柱は、豊かな人間性や社会性を育てる、みずから学びみずから考える力を育てる、個性を生かす教育を充実する、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるということにあります。このような教育を実現するために、魅力的な教師、人間性豊かな教師を育成するとも言っております。

しかし、歴史の事実や創意的な教育活動を否定して豊かな人間性が育つのでしょうか。処分や強制によって魅力的な教師が育つのでしょうか。教師や学校に自由な発想を認めず、どうしてみずから考える人間を育てたり特色ある学校づくりができるのでしょうか。

日の丸・君が代の法制化や強制は、学習指導要領をも真つ向から踏みしめることになるばかりではなく、それこそ戦前の誤りを再び繰り返すことになると思うのですが、いかがでしょうか。国会が歴史の歯車を逆回転させることだけはしていただきたくありません。

最後に、何よりもやっとな国民的な関心が高まり議論が始まったばかりであり、今拙速に法制化することは、国民の議論を封じ、国旗・国歌に対する国民的合意づくりの機会を奪うものだと思います。

私は、この春の広島における痛ましい事件をむだにしないためにも、政府が法制化を提起したことも、各党の皆様方がそれぞれの立場で発言していることも、マスコミが世論の喚起に役割を果たしていることも、そして多くの国民がそれぞれの考え方を投書したり紙上討論を開始したことも、極めて大事な意味を持っていると考えております。

問題は、国民の意見を聞き、理解を広げたり合意を広げたり、あるいは新たな合意をつくるために努力するのか、それとも民意も手続も無視をして強行し押しつけるのかということであります。

国会では憲法調査会をつくりましたが、この際、国旗・国歌調査委員会もつくりたいと考えています。それができれば、国民の立場から考えるなら、それだけの重要性があると思います。マスコミだけに任せず、国会の責任で国民の意識調査をされるよう提案いたします。日の丸・君が代がどの程度定着しているのか、国旗・国歌としてふさわしいのかどうか、日の丸にあるいは君が代にかわるものをつくるかすればどういふものがよいのか、公募も含めて国民の率直な意見を集約していただきたいと思ひます。

必要であれば国旗・国歌選定委員会をつくり、政府が定着しているとお考えであれば日の丸・君が代も選択肢に加えて、幾つか候補を絞った上で国民投票にかけるといふ方法もあると思ひます。

このような努力をした上で日の丸・君が代が多數の支持を得たとなれば、その手続を含めて国民の理解を得ることができると思ひます。もちろん、その場合でも歴史的事実を否定することは許されませんし、個々の人々の思想、信条や内心の自由を侵してはならないことも憲法上の当然の原

則であることは言うまでもありません。

国会がそのような対応をなされば、日本の民主主義は大きく成長するし、国民の信頼を厚くすることができると思いますが、そのことを心から願って、私の陳述を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○團長(岩崎純三君) ありがとうございます。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより公述人に対する質疑に入ります。

なお、公述人の方々にお願いを申し上げます。

時間が限られておりますので、御答弁はできるだけ簡潔にお述べいただきますようお願いを申し上げます。

また、発言は私の指名を待ってからお願いをいたしたいと思います。

それでは、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○溝手顯正君 自由民主党の溝手顯正でございます。

きょうは公述人の皆さん、大変お世話になりました。ありがとうございます。若干の質問をお願いいたします。

まず第一は、今回の国旗・国歌法の提案の理由等が明らかになっていないことですが、政府は、公述人の皆さんからも話がありましたように、広島県の世羅高校の校長の自殺ということが今回の提案の理由の大きな一つになっているというところを答弁でも申し上げていただきたいと思います。

が、実はこの世羅高校という学校は私の出身地のすぐ隣の町でございます。私が広島県の三原市長をやっていたときの同じ広島市町村圏の仲間の町の一つでございますので、それなりに私は十分バックグラウンドは承知しているつもりでございます。

そうした中で、一つ非常に感じる点があります。これは東北地方に余りない問題、大きく取り上げられていない問題ですが、部落解放運動の問題があるわけでございます。国旗・国歌に反対

ということ、賛成ということに加えて、国旗・国歌に反対すればいゆる解放運動に賛成である、国旗・国歌に賛成すれば部落差別につながる、こういう非常に複雑な構造がバックグラウンドにございます。したがって、一律に君が代の問題と校長の死亡というのを直結するのは非常に難しい面があるというように私は考えております。

その中で、特に私が感じておりますことは、いわゆる国旗・国歌の問題と教育の問題とが正常な対峙をしていないんじゃないかという懸念を持っておるわけでございます。

ですから、今回の提案の理由の一つになっております死亡事件というのは、国旗・国歌が明らかでない、国旗・国歌ではないんだ、こういう主張によって教育の現場あるいは社会に無用な混乱を与えている、少なくともこれだけははっきりしようではないかというのが一つの大きな動機である、我々はこのように考えております。

これについてきょうは余り議論をされていなかったんですが、どうお考えになっていらっしゃるのかというのを聞かせていただきたい。日の丸がいいとか悪いとかという以外に、法制化をすることによって今までの問題が少しでも解放されるのではないかという意見があるわけですが、これについてどうお考えになっていらっしゃるか、成田さんと千葉さんにちよつと意見を伺いたいと思っております。

○公述人(成田治君) ただいまいただいた御質問でございますけれども、私も部落解放問題と深く結びついていてというバックグラウンドの方は存じ上げておりました。ただし、それも非常に難しいすうりかえ議論的な話があるので、かの事件のことを一概に判断することは非常に難しいかなというふうには考えておるんです。

教育の現場の方で、法制化をすれば強制権というかなければいけないことと理解するのだという理屈があるのであれば、私はやっぱり法制化することにそういう意味を持つというストリートな理解になるのではないかなというふうに思っています。

す。

今さまざまな教育の現場で起きている問題と、この日の丸・君が代の問題とを対峙させたり、あるいは比例をさせたりしていくということは、非常に子供たちにとっては危険な行為であるというふうに思っています。

ですから、決められてやるんだということであれば、それはすつきりと法に定めた方がいいという考え方でございます。

○公述人(千葉龍義君) 先ほど述べたのはそのことの一端になるかと思うんですが、やっぱりこれは、亡くなった校長先生の学校の様子は私はわかりませんが、ただ、こういうことは言えるのではないかなと思います。

国旗・国歌の取り上げ方が校内でどういうふうな取り上げ方をしておったか、そのために校長さんは追いやられてつい打開の道が一人でできなくなったのかという、そういうことがあったのかどうかは詳しいことはよくわかりませんが、取り上げ方が、同じような考え方あるいは同じような持ち方であつておったのかどうか、その辺が私は大変心配なところだと思っております。

以上でございます。

○溝手顯正君 ありがとうございます。

実はその問題、議論すれば随分いろいろ申し上げたいことがあるんですけど、とりあえず終らせていただきます。

私は、国旗・国歌の問題あるいは教育の問題に対して第三機関の、いわゆる部落解放組織の介入が強過ぎるというか、第三者の介入によってそういう悲劇が起こったんだと思っております。これはつけ加えたいと思います。

その次の問題は、実は先ほど国旗・国歌の問題と学習指導要領の問題が指摘されたわけですが、私は、本質的には国旗の問題と指導要領というのは少し違うんだらうと思っております。たまたま、たまたまと言うと問題がありますが、文部省がそういう指導をしておるということで、教育に

対して非常に影響を与えていることは事実ですが、何も国旗の問題がすべて教育にいつているわけではないわけですね。あらゆる分野に国旗の問題はあるんだらう。ですから、非常にドライな言い方をしますと、学習指導要領の問題として議論をされたらいかがだろうかという見解がないことはいないわけでございます。

一律に卒業式を押しつけるという考え方、これも何度も伺ったことがございます。しかし、私は行政に携わったときに、いわゆる対話式という呼びかけ式の卒業式、それに何十回、何百回と出たことがございます。とても小学校の子供が考えたようなせりふではございません。学校の教師が教え込んだようなせりふが我々の右と左を飛び交うということも経験いたしております。非常に極めて形式的な対話式卒業式だと感じたことがございます。

したがって、いわゆる相対する二つのイデオロギーがあつて、そのイデオロギーが相対立していることに子供をお互いに巻き込んでいっているのではないかと。先ほど子供が気の毒だという御発言がございましたが、私は、それはそういう意味でいうと同罪だ、どっちもどっちだという感じを持つておるわけでございます。きのうの委員会の参考人質疑の中でも、イデオロギー的な対決を一方だけ助けようという方はおかしいじゃないかと、こういう主張があつたんですが、それはそういうところから来たんだらうと思っております。

したがって、私は、国旗の問題を考えると、教育の現場ということだけよりも少し広く心を開いて、反戦とかさういったこととだけとられずに議論ができないかなという気持ちを持っております。

その点に関して、いろいろ御意見をお持ちだと思いますが、大津さんと富樫さんに感想を聞かせていただきたいと思います。

○團長(岩崎純三君) 時間もございませんので、端的にお願いします。

○公述人(大津健一君) 今の御質問に対しては、

私はイデオロギーの対立というふうには受け取っておりません。何か政治的な立場が違うからとか、私はもちろん教師ではありませんので学校の教育現場のことをよく知りませんが、それよりも、やはり私たちが本当に過去の歴史をどういうふうにしちつと子どもたちに教えているのか、それは子どもたちに対してもそうだし、教師自身も学んでいかなければいけないことではないかと思ひます。

過去の歴史を学ばずば学ばず、やっぱり学習指導要領によって日の丸・君が代をどうしても掲揚しなければならぬ、それを歌わなければならぬという現実の矛盾というものが、私は、子どもたちにもしわ寄せになっておりますし、教師に対してもやはり良心の痛みという形で起こっているのではないかと、そこにやっぱり大きなこの日の丸・君が代の問題があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○公述人(富樫昌良君) 私は、この日の丸・君が代の問題を考えるときに、一つは、今、溝手理事が言われたような歴史的な問題をどういうふうにとらえるのかということ、それからもう一つは、これは極めて学校教育とは別の次元にある政治的な相反する立場によってこれが使われているという部分があるということも事実だと思ひます。

そしてまた、もう一方では、学校教育の基本的なあり方というのはどうあつたらいいのかということも考えたときに、一つは、この国旗・国歌問題というのは学校教育の問題とは別に議論をしなければならぬ部分があるだろうと。それからもう一方では、学校教育のあり方を議論するときにこの日の丸・君が代問題を持ち込まない、そういう立場で学校教育のあり方をまず議論していく。

ですから、学習指導要領にこの日の丸・君が代が義務化されて入っている、そのことが既に学校教育に政治的な課題が強いに持ち込まれているという考え方を私は持っております。混乱の原因は

そこにあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○佐藤雄平君 民主党・新緑風会の佐藤雄平でございます。

私は賛成でございます。

きょう、一緒に竹村委員もお見えになっておりまして、党内でもいろいろ議論があり、会派の中ではそれぞれの意見がある。ある意味で私は、この問題がそれぐらい広範囲にわたって、またいろいろな基本的な考え方がそれほど広いものであろう、そんなふうな思ふところでもあります。

また、マスコミの論調もそれぞれありますが、たまたまきょうある新聞の記事をずっと読んできましたら、この問題というのは本当に、今、富樫さんおられますけれども、一番大変なのはやっぱり現場を持っておるところかなと。それに対して記事の中で、「強制せず、無視もせず」というこの二言が書いてあつたんです。まさにこれが国旗・国歌の今後の取り扱い方に対する最も大事なところかなと。「強制せず、無視もせず」。

私は、やっぱり戦後五十四年間のいろいろな現象を見てきていますと、五十四年の中で、いわゆる大量生産、大量消費、大量廃棄、もう立派な日本の国になつてきたと。今日振り返ると、やっぱりその一つの大きな反省の中で、物質文明の成長とともに何か精神文明がどこかに置いてきぼりにされてきたのかなと。

その中で今いろいろな社会問題を考えると、その中で最も大事なのが地域社会じゃないかなと。私自身も子供が今三人おります、高校、中学、小学六年と。そうすると、やっぱりその子供たちがその地域社会、東京ですから余りなじめない。その地域社会こそがその一つの律をつくるものであろうと。

今日のいろんな問題を考えてみますと、やっぱりその大きなバックボーンというのが欠如しているような感じがして、これは何も学校の現場だけではなく、家庭だけでもないし、また社会だけ

でもない。やっぱりひとつの三位一体の形がうんと大事であらうと。そういうふうな中で、私は、ある意味では今度の国旗・国歌というのはそんな位置づけをしてもいいんじゃないだろうか。何か戦後のいわゆる個人を中心とした世の中ができ上がつてしまつて、しかしながら日本人というのとは、かつてからずっと見てきますと、やっぱり集団行動の好きなのという、それで余り争いを起こさない、そういうのが日本民族の特徴であつて、神社とか仏閣にいろいろ地域社会の中で集まつて、それが一つの律というバックボーンにもなつていたのかなと。

そういうふうな意味から、私はそれぞれの公述人にお伺ひしたい。

私、こういうことを言えば本当に、いわゆる成文するか慣習法という国会でもいろいろ議論あつたんですが、私は、やっぱり一番いいのは本当は慣習法であらうかなというふうなことであつたんです。しかしながら、現実問題として、成文というふうなことであればそれに賛成だということなんでしょうけれども、その慣習法ということについてひとつ成田さんと千葉さんにお伺ひしたい。

○公述人(成田治君) 今の御質問でございますけれども、逆に言うと、私の賛成するということ大きな趣旨の中に、もう国民に定着をしているということもござります。

何度も申し上げたいのは、本来、教育の現場にこういった問題とかイデオロギーというものは必要であるという持論でございます。地域の中でどうのこうのというふうなことも、もともと今、日本は二十一世紀に進むべき道を探る議論をどうんとしていかなきゃいけない時期でありますから、この議論がそんなにこれだけいろいろな社会に喚起を促しているのかどうか、ちょっと私は疑問に思つておるところであります。

これは既にもう心の中にしみついてしまつていけるもので、それをあえて今成文化してあらわすのという方法なんだというふうな考え方が私は正しいというふうに思ひます、逆に言うと、いつ

までも慣習法的な考え方、中途半端なことをあらわしていくことは、今後の日本のあり方としてはよくないのではないかなというふうに考えております。

○公述人(千葉龍義君) 慣習法ということどうまく、うまくと言うと随分失礼ですけども、うまくやつていけるのならそれはそれで私もいいと思ひますが、しかし、これは慣習法でやつていけるのだからということで、教育現場はそれでおさまらないときがあると思ひます。

したがって、やっぱりそれはきちつとしたものがないと困難を生ずる、まともなべきまともではない。したがって、それは先ほど申し上げましたように、学校の現場、職場というのはいつでもごたごたしていきなかつた方がいい。何かそこに柱となるものが必要ではないかという考えを持っております。

以上です。

○佐藤雄平君 たまたまこの間、この委員会の中で、いわゆる慣習と成文の話になつて、慣習ならそれはもうおのずと身につくところであるから、日本の政治がどうなるかとそれは変わつていかなことになると、時として、場合によっては政治の中で変えられることもあるかも知れぬ、そんな話があつたものですから御披露申し上げたのであります。

これは教育現場で、本当に富樫さん、いろいろ現場での御苦労を十分承知しておりますけれども、今の教育の中で、文部省、教育委員会、現場というそれぞれの立場もあろう。しかしながら、私はその中で最大大事なのは連携であると思ひます、いろいろな今日の問題を考えると、どうも現場と教育委員会というのが、本来ならば一体であるべきところが一体でない。お互いに何か、教育委員会が、現場がというふうな話になつていける。これはなかなか教育の方も整合していかないのである。しかしながら、そういうふうな中で、子供たち

の今まさに教育より学ぶとかいうその文言自体がいろいろ変わりながら、マイルドな言葉も使われつつあるんですけれども、しかし今の子供たち、一つの律するものというのがなければというふうなことで、やっぱり一つの道徳と規範というふうなものを子供たちに、これはもう世の中では必要なことでありまして、そういうふうなことを例えは教えるというか育てるという前提とした場合、どんなことをもって規範とか道徳とか教えられると思いますか。

済みません、富樫さん。

○公述人(富樫良君) 今の問題にお答えする前に一言だけ。

教育委員会と現場の関係についてなんですが、今、地方分権が言われている状況の中で、文部省が言うように、学習指導要領の弾力的な運用あるいは大綱的な運用が保障されていけば私は随分違うんだと思うんですが、現場においてくるに従って非常にこれが硬直的になっている。そしてもう一方で、教育基本法にうたわれている教育行政への基本的な責任、条件整備の問題が置き去りにされている。その矛盾が現場と行政との間のさまざまな意見の違い等になっているのではないかということが一つ言えると思います。

それから、そういう状況の中で、学校現場でどうやって子供たちの規範あるいは道徳的な態度を育てるかということなんでしょうが、私は、よく親の後ろ姿を見て育つとか、あるいは人のふりを見て直せとか、昔から格言が言われてきました。が、子供たちと教職員との間にそのようなゆとりのある人間関係がつけられるということがまず一つ必要なことだと思います。

子供たちが自分の人間として育つ育ち方というのは、親を見て育つか教師を見て育つか、それが最も生活の分野で抱えている比率が多いわけですから、そういう意味で、一番長い時間つき合っている教師と子供の間に人間的なかわり合いを持つことのできるようなそういう学校のあり方、それがつくられていくことが必要だろう。その上で

やっぱり子供たち同士が、友達と群れて遊ぶことがどれだけ楽しいものであるか、自分たちでさまざまなルールをつくりながら遊ぶことがどれだけ社会的に成長するものであるか、教室の中で、学校の中で、十分私は育てることが可能だと、自分が学校現場にいた経験から申し上げるわけであり

ます。

ただ、今学校現場にはそれだけの、教師と子供たちが腹を割って裸になってつき合う時間的な余裕が全くないというところに今困難が起きている一つの背景があるのではないのでしょうか。

○佐藤雄平君 大津さんにこれを読ませていただいて、きょうまでアジアの戦争被害者に対してという一項がありますけれども、この謝罪を怠ってきた。この辺がどうも私、具体的にやっぱり戦争責任というのはどこまで日本というのは続いていくのかと、こういう記述があると。現実問題として謝罪というのは何をすればいいのか。やっぱり日本国民もそれぞれそういうふうな気持ちというのをお持ちになっているし、また経済的なフアクターの中でも、アジア、いわゆる迷惑をかけたところにその気持ちを入れながらいろいろな援助をしていると思うんです。

こういうふうなことになる、現実問題として、大津さん、ここにお書きになっていることは何をすればいいのか。この辺、何かお考えがあればお聞かせ願いたいんですが。

○公述人(大津健一君) 私は、これはいつもよく比較されることですが、同じ敗戦国のドイツと日本の違いがあると思います。

ドイツは、敗戦後、自国の戦争被害者に対していろいろな補償をしてきましたが、しかしながら同時に、ナチスドイツが侵略した国々の人たちに、被害者に対しては保護をしてくれました。最近でも、例えばフォルクスワーゲンの会社がそこで働いた人に対する補償をする、これはもう五十年たつておりますけれどもそういうことをいたしました。また、アメリカ政府でも、日系人の収容所に収容された人に対する補償をする

いうふうなこともしてきたわけです。

それに対して、私たちが聞いていることは、確かに、日本の戦争被害者、遺族の方々に対する補償をする、そのことはとても大切なことだし、でも、それと同じように、日本が侵略した植民地支配した中で、そこで殺されたり、また戦争の傷を今も抱いていらつしやる方、例えば軍隊慰安婦の人たちやら、あるいはフィリピンにおける戦争被害者、それから強制的に徴用された人たち、さまざまな人たちが五十年たつた今でも、やはり日本にきてそのことを何とか補償してほしいということを言っているわけなんです。

私は、日本が本場に立派な国だ、日の丸・君が代が立派だというふうな考えるためには、その補償をせひしていただきたいということを思っています。そのことをしたら、五十年後のこのときだけでも、そのことが本場にアジアの人たちに対して日本の信用を高めることだというふうに私は思っています。

そのことをすることなしに、二十世紀にやらなければいけないことを私たちは二十一世紀に残していく、そして今、日の丸・君が代という、そういうことが言われたとしたら、僕は、それを言う前にやはりそういうことをちゃんとしたいだいで、そしてアジアの人たちに私たちの本場にこういう姿勢だということをあらわして、そして心からおわびをし、その中で私は、五十年後のこの今日でもそのことは遅くないというふうに思っています。

そうすることによって私たち、きつと国民はもっと誇りを持って、それは日の丸・君が代が国旗・国歌であるということがいかにどうかわかりませんが、もつとこの国に対しての誇りを私たちが持つことができます。その点において、本場にアジアの被害者の苦しみ、日本人の被害者の苦しみはよく私たちはわかつていくわけですから、今も持つていらつしやる苦しみは私にせひ国会議員の先生方が心にとめていただきたい、そのことが最も大切な

ことではないか。そしてその中で、そのことを土台としながらこの日の丸・君が代の問題を論じていただきたい、私はそういうふうに思っております。

以上です。

○佐藤雄平君 ありがとうございます。

○森本晃司君 きょうは公述人の先生方、急なこの公聴会にもかかわらず足をお運びいただきまして、大変ありがとうございます。

公明党の森本でございます。公述人の皆さんに数点にわたってお尋ねをさせていただきたいと思

います。

まず最初に、これは大変失礼な御質問になるかも知れませんがお許しください。先生方、それぞれ四人の公述人の先生方、それぞれ世代が少しづつ違うのではないかな、こう思っております。成田先生から富樫先生まで順番に、何年生まれかちょっと教えていただきたいんですが。

○公述人(成田治君) 見かけと違って、どう判断されるかわかりませんが、昭和三十六年生まれでございます。

○公述人(大津健一君) 私は一九四三年生まれです。昭和十八年です。

○公述人(千葉龍義君) 大正十五年四月二十四日生まれでございます。

○公述人(富樫良君) 一九四一年、昭和十六年生まれです。

○森本晃司君 どうもありがとうございます。

私は十七年生まれでございます。大津公述人と富樫公述人と同世代に育っているわけでございます。同じ世代に育ちながら私と随分、日の丸、国旗・国歌に対する考え方が違うなと思つて聞かせていただいたんです。

お二方は、日の丸・君が代、あるいはまたこういったことに反対をされる皆さんはすぐにさきの戦争と結びつけられる。あたかも日の丸・君が代が戦争を起したかのようにおっしゃる方が非常に多いですね。確かにシンボルであった。私の考え方はそうではないに、日の丸・君が代

を時の指導者が戦争に駆り立てるために利用した一時期、日の丸・君が代にとつて不幸な歴史があるというふうに思っております。

私は、二歳のときにおやじが戦争で亡くなって、三歳のときに家を空襲で焼かれて、火の中を母親が僕を背負って逃げてくれて命を長らえてきた。そして母の手で育てられた。小学校のとき、君が代・日の丸、国旗掲揚もありましたし歌をも歌いました。そんなとき、ああこれが戦争の旗だというふうに私は思わなかったんです。むしろ、そういう敗戦の中から私を一生懸命育ててくれた郷土といひ、日本の国に誇りを持って生き、将来は私は社会に恩返しをしなきゃならないと思つて、今政治家をやらせていただいているんです。

私は、日の丸・君が代がすぐに軍国主義と結びつく考え方はなしに、日出る国の象徴としての千年以上の歴史を持った日の丸、それから庶民の歌として古今和歌集に出てくる詠み人知らず、まさに庶民が歌った歌です。それが祝い事として続いてきたこの君が代。私はその五十年の歴史、戦争の歴史は必ず総括しなきゃならないと思つています。

そう思いつつも、そこにいつまでもこだわっているんじゃないに、先生方ももつと長い歴史から見、日の丸・君が代の歴史も戦争戦争と言わないうでちゃんと教えていって、その中で、日の丸がこういう時期に使われた、これをもう一度繰り返してはなりませんよと、子供たちにそうきちんと教えられたいことこそ私は大事なことではないかと思つていますが、これは私の主張でございます。

一番お若い、全く戦争経験のない成田さん、私は、平和へのシンボルとして日の丸・君が代をこれから次の世代の皆さんでやっていっていただきたい。私も、戦争の時期に使われたことは使われたこととしてちゃんと認めた上で、平和へのシンボルとしてやっていくべきではないかと。これはむしろこれから成田さんの世代にかかってくるんですが、御意見を伺います。

○公述人(成田治君) ありがとうございます。

今、先生がおっしゃったように、私どもも小学校のときに習った覚えがございます。君が代と日の丸に関しては本当に長い歴史がある中で日本の国の中に定着してきたものであります。

確かに、さきの大戦において、愚かな行為を行う上でシンボリックに使われたという悲しい事実がございますが、それも我々日本人がやってしまったことでありますから、これを正確に次世代の子供たちに教えていくことで、日の丸と君が代を日本の国旗・国歌とすることに何ら問題はないというふうに考えております。

○森本晃司君 富樫先生、戦争のときだけではなしに、学校でちゃんと一度日の丸・君が代を千年の歴史から教えていただき、戦争の時代にそういうことがあったということもきちんと教えていくという考え方はどうでしょうか。

○公述人(富樫昌良君) 私は宮城県教職員組合の責任者をしてありますが、うちの組合で日の丸・君が代について子供たちに教えるための指導案・資料も平和教育資料として作成しております。

日常的に日の丸・君が代について扱うときには、今、森本先生が言われたような歴史的な事実も踏まえながら教えていこうと。これは、国会の中でも歴史的な事実については議論がなされているようですが、そういう立場で指導する資料もつくっております。ですから、指導することを全く否定しているわけではございません。強制することに対して私たちは反対をしているのであります。

○森本晃司君 先ほど、富樫公述人からもお話が出てまいりました親を見て子育て、教師を見て子供育つ、全くそのとおりだと思つています。

ところが、私の子供が二人おります。この二人の子供が中学生のとき、兄の方は直接そのときはそうでなかったんですが、その学校で、入学式、卒業式になると先生がその場で日の丸を引きちぎったりするんですね。そんな事件がございました。その姿を見て、やっぱり子供たちはいまだにそれは一体何だったんだろうと。いまだ、それをされた先生には申しわけないけれども、子供は尊

敬する心を持つていませんね、その先生に対して今は。むしろ、そういう嫌な思い出が子供たちに残っているというのは、これもまた事実なんですよ、先生と一部の父兄の方がされた行動で。

そこで、きょうは千葉先生、元教員でございます。いろいろな現場でこういう御苦労があったのではないかと思つていますが、千葉先生が教職をとつていただいておりますとき、いかがな御苦労がございましたでしょうか。

○公述人(千葉龍義君) 今、森本先生からお話があったようなそういう、激しいと言った方がいいでしょうかね、そういうことは私のやってる期間にはなかったわけでございます。私は幸いだったなと、こう思つていますが、ただ、先ほど申し上げましたが、考え方の違うという、そういう人もあったのは事実でございます。今お話しただいたそういう行為はなかった。

それからもう一つでございますが、日本国憲法以前の暗い出来事は、私はやっぱり歴史認識としてそれはそれで整理して、それでいいのではないかとというふうに考えております。

○森本晃司君 千葉先生、長い教職の御経験を持っておられて、今いろいろと地域のことでも御尽力をいただいておりますが、子供たちが国旗・国歌に対してどんな思いを持ってもうかがうことができないかなと考えておられるのか。

それからもう一つ、学校で先生のいろいろと国旗・国歌を入学式等々にお使いに、掲げられたこともあったかと思つますが、それは強制だと思われませんでしたか。先生のお考えをお伺いいたします。

○公述人(千葉龍義君) 後の方から申し上げたいと思つますが、強制という感じは全くございませんで、先生方がそれを自然と、きょうはこういう式があるよ、卒業式があるということで自然と掲揚したということで、きょうは国旗は必ず掲揚しなさいよという、そういうかけ声はしなかった

と。先生方がこういう式典のときにはこれこれというものをやったりやましようというふうなことでやってくれたというところで、そのことについていろいろな面倒な問題はなかったということでございます。

○森本晃司君 大津公述人にお伺いしたいんですが、キリスト教は世界の宗教でございますね。私はヨーロッパを旅したとき、スイスとか、ああいうすばらしい山のところにスイスの平和のシンボルの旗としてすばらしい旗が至るところに翻っているんです。日本の国にも、日本の自然の中にこういう旗が翻るときも来ればいいなと思つていたんです。

ヨーロッパは多くの人たちが、私は勉強不足ですが、キリスト教信者の方も随分いらつしやいますね。ヨーロッパのキリスト教の方々は、国旗・国歌は歌われるんでしょうか、それとも歌われないんでしょうか。ちよつとその辺、私、不勉強でございますので、教えていただければと思つてます。

○公述人(大津健一君) 私も、それを歌っているのを実際に見たり、国旗を掲揚しているところを見たことがないので、はっきり申し上げませんが、アメリカの教会にしばらくおりましたので、アメリカの教会では、独立記念日に国旗を掲げて教会でも歌を歌う、そういうことがありました。ヨーロッパのことは、残念ながらよく存じ上げておりません。

○森本晃司君 時間が参りました。ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。きょうは四人の公述人の方々、どうも貴重な御意見をありがとうございます。

衆議院の段階でわずかな審議で強行されたというときに、各新聞も大分書きまして、法制化で議論が二分している中で、ある新聞では、社会的強制の空気を生んで学校ばかりか社会全体に息苦しさが出たりして危惧はぬぐえないという社説も出たりしております。この問題、本当にそれぞ

れ思いがあるだけに非常に重大な問題だと思っております。

そこで、まず富樫公述人に伺いたいんですけれども、特に、学校現場ということでは大分議論もございいます。それで一体、この日の丸・君が代というところで、特に強制、押しつけという話がありました。何をもちろしていかうかと。

冒頭に入学式、卒業式の話がありました。私も、やはり入学式が最初の授業で卒業式が最後の授業ということ、教職員の皆さんと在校生が本当に温かく心のこもったものとして迎えて送ってあげると。大事な機会だということに思っているんですけれども、有馬文部大臣も答弁で、入学式、卒業式は厳粛、清新であるとともに楽しく愉快でということをおっしゃったんで、これは非常に私も印象に残ったんですが、君が代あるいは日の丸というものが、そういう中では今のようない位置づけをさせられるということになりますと、実際に具体的にもう少し、学校現場でどういう影響もたらされるのか。荒唐の問題もありましたけれども、それに対してどういう方向の役割を果たしていくことになっているのか。

それから、文部大臣は、入学式、卒業式だけでなく今年度は学会だとかあるいは運動会なんかでも日の丸・君が代をやってほしいんだと、指導するということの方向の話も答弁をされているんですけれども、そういう方向に法制化を機になんていくことになりまして、一体どういうことになっていくのか。今の学校の問題あるいは日の丸・君が代をめぐる問題の解決にとつてどんな意味を持つてくるか、御意見を伺いたいと思います。

○公述人(富樫昌良君) 政府が定着をされているという言い方の背景には、いや応なしに、例えば学校では掲揚させられる斉唱させられるという、その結果を見ての言いかたも多分に入っているだろうと思ひますし、それから、戦後の一時期を除いて、ずっと学校教育の中では、歌うことが望ましい掲揚することが望ましいから始まって、今は指導するものとするという義務づけまで、この三十

年、四十年の間に進んできております。

その間、学校で学んだ子供たちが社会に出ていくわけですから、それほど積極的な意識なしに、当然日の丸を国旗、君が代を国歌のように思い込んでいくという歴史はあったと思います。

そういう中で、今学校現場に出ているのは、先ほど千葉公述人が言われたように、何もなくても教職員が自然に歌っているのは掲揚するという状況であれば、これは問題はないのかもしれないが、基本的に県の教育委員会から、文部省の指示のもとに掲揚したか斉唱したかの調査が来ております。各校長は、毎年必ずその報告をしなければなりません。ということは、文部省から調査が来て県教委がその指示を出すことについて、校長という立場にあれば、当然それは上司の命令として、上部機関の命令としてとらえるのが自然であります。

ですから、そういう調査が来る以上、自分の学校だけが歌わない、自分の学校だけが掲揚しないという形にはしたくない。これは管理職としての当然の姿になってきますね。ですから、ほとんどの学校が、今は掲揚する斉唱するという形になっております。

ただし、それぞれの学校で、例えば親の方々に、立たない歌わないという方がいます。子供たちの中にも、立たない歌わないということが出てきます。そういう状況を目前にしたときの担任や学校の関係者の心の痛み、今後どういうふうに進んでいったらいいのかという悩み、これは大変なものであります。

あるいは、行事の直前に地域の有力者の方から、今度は掲揚するのか歌うのか、当然歌うんでしょうね、掲揚するんでしょうねと、そういう申し入れをいただくこともあります。全くその逆に、強制はしないでいただきたい、そういう申し入れをいただくこともあります。学校として、地域の中に二分した意見があるということにどう対応したらいいのか。これは、できるだけすべての子供たちの人権を尊重するという立場に立つなら

ば、本来、学校教育に対する強制さえなければと考えるのがこれまた自然な姿ではないでしょうか。

私は、たくさん校長、教頭ともつき合っております。その方々の率直な言葉を一言御紹介して終わらせていただきます。

みずから校長として、立場上掲揚せざるを得なかった、斉唱を先生方に求めざるを得なかった。だけれども、この問題が議論される二月、三月になると本心に心が痛むし、頭が痛むし、重くなる。この問題さえなければ、教職員も管理職も含めて、子供たちのためにむだな労力を使わないで教育そのものに真剣に対応することができるといふ。これは多くの管理職の偽らざる思いではないでしょうか。

以上です。

○笠井亮君 もう一つ伺っていただきたいんですけれども、今度法制化したらということ、官房長官も最近の答弁では、間違つて日の丸・君が代が使われた時期があったということを事実も含めて教えるんだと、そしてその上でこれを本当にやってみようんだという話をしていられるんです。

先ほど、実際にどういう役割を果たしたかということ、教職員組合としても既に資料もつくつてやられているとおっしゃいましたけれども、結局、今そういう間違つて使われたことを事実も含めて教えていくとなれば、児童生徒の中に、今までは何となく歌っていたけれども、こういう中身でこういう意味だったならば、歴史的にもあるいは憲法との関係でも、これは自分としてはどうかなと思う児童生徒がふえてくると思ひます。

ところがその一方で、法制化したから今度は一律に斉唱してもらいますよということになりますと、それをやらなないと職務命令、処分という話になりますと、これは内心の自由とか良心の自由という話があったと思うんですけれども、非常におかしい話になってくるんじゃないかというふうに思ひます。

実際に子供たちに歴史、その事実も含めて教え

ていらつしやることから考えて、今こういう状況というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○公述人(富樫昌良君) 日の丸・君が代の歴史だけではなくて、社会科学の中で近現代史を取り扱います。当然、戦争に至った経過から戦後処理を含めて、教科書に描かれている範囲内でありまして、子ども、さまざまな資料を駆使して私たちは現場で子供たちにできるだけ事実をありのままに教える努力をいたします。その中で、日の丸・君が代を資料に基づいて、今、笠井先生が言われたような過った歴史も含めて教えるということになれば、子供たちの中から、どうしてそれを歌うのか、どうしてそれを掲げるのかという疑問が出てくるのも当然であります。

ですから、特に高学年になる六年生の卒業式、中学校、高校、学年が進むに従つて、日の丸や君が代を教えれば教えるほど反発もまた一方で出てくるという事実も、これは避けるわけにはいかないと思ひます。それを強制するということは学校の中に新たな混乱をもたらすし、混乱を承知で、矛盾を承知でいるから処分を前提とした法制化を強行しようとしておられるのではないのでしょうか。もし矛盾がなければ、私は法制化も強制も、なおさら処分などということはないことだと思ひます。

以上です。

○笠井亮君 大津公述人に伺いたいんですけれども、アジアの人々が深い傷を持って、そして日本人を許していないというお話がございましたが、実際に公述人御自身がアジアに行かれたときにどのような出会い、今おっしゃったように深い傷、許していないという具体的な出会いでも、どのような出会いをお持ちになっているのか。特に、日の丸・君が代との関係で直接あればなんですが、それも含めてどういう傷、そして許していないという出会いをなさったのか。

それから、実際に先ほどアジアとの信頼という話も質疑の中でありましたけれども、この今の状況の中で法制化ということだけが先へ行くとする

ば、アジアの人たちから見れば実際にどういう意味を持ってくるだろうかというふうにお考えか、御意見を聞かせたいと思います。
○公述人(大津健一君) 私、先ほど言いましたように八年間アジアで働きました。キリスト教の関係ですけれども、キリスト教関係以外の人たちにもいろいろ出会いましたし、またいろんなアジアの方々、教会の指導者、政治的な指導者、経済の指導者、いろんな方に出会いました。

私、一度だけじゃなくてこういう経験をマレーシアで持っております。

マレーシアのクアラルンプールに行きまして、僕は障害者の問題も担当しておりましたので、マレーシアの障害者の方の家に招かれてお茶を飲ませていただきました。マレーシアのころも広い庭先がありまして、その庭先のお茶をいただいたんですけれども、ちょうどそのときにその人のおばさんに当たる方が車で帰ってこられまして、私の友達を紹介いたしましたから私のところに連れて来て、それでおばさんとも丁寧に、息子がお世話になりますということでも言われました。

それはそのときはよかったですけれども、もう本当にそれから突然、僕は、何か悪いことをしたとか、そのおばさんに何か悪いことを言ったとか、そういうことは全然記憶にないんですが、突然おばさんが私に、ところであなた日本人ですかとおっしゃいました。私は、はい日本人ですと言いました。そうしたら突然おばさんが、日本人が私の庭に立っていることを許さないということをおっしゃいました。本当に僕はそのときにびっくりしましたが、この場所からすぐに出ていってほしいと。それはもう本当にそれまでの丁寧な、ありがたいごさいます。息子がお世話になりますという言葉とは全く裏腹の経験でして、私はもうびっくりしました。もうたじろぎながら、英語でそうじゃないということを弁明したわけですが、それでも。

そのときにおばさんが私に一言おっしゃったの

は、自分が子供のときに日本の兵隊が村に来て、そして村の人たちを集めて刀で首をはねて、竹ざおにその首を並べて道路の両側に並べているのを私は覚えていて、その日本人が今私の前に立っていることは許さないということをおっしゃいました。

私の経験はもう全く偶然なんですけれども、それはクアラルンプールの経験で、その前日にベナンというところにはやはり私の友人がおりまして、ベナンでお話ししたときにも、たまたまそこで出会った中国系のマレーシア人の老夫婦から同じお話を、ベナンとクアラルンプールは御存じのように東京と大阪ぐらいの距離が離れているんですけれども、同じことを僕に言われました。私は、たまたまマレーシアでベナンとクアラルンプール、一日置いて次の日に同じ経験をしたものですから、とてもショックでした。

私は、これがアジアの人たちの心だということをやはり日本の方々に、特に政治の中心におられる方々にぜひわかっていただきたいというふうに思います。政治のトップの人たちやら経済界のトップの人にお会いしたら、それは儀礼的ですから、とても日本はいいとかすばらしいとかおっしゃいますけれども、でも本当に被害を受けた民衆の人たち、本当にその中で被害を受けて苦しんでいる人たち、その人たちの声をぜひ聞いていただきたいと思います。そのことがやはりこの日の丸・君が代という問題に対して私自身が反対している大きな理由ですけれども、アジアの人たちが許していないその思いを、国内の中で、私たちの中でこれはもう既に一般化されているんだと、我々の中でこれはもう広がっているんだという議論だけで、それは一国中心主義の考え方だと思います。

私たちは今国際社会の中におり、これから二十世紀の子供たちやら、我々は国際社会の中でもっと広い役割を担っていかねばならないんですけれども、そうじゃなくて、国際社会の中でどう日本が生きるかという方向性、そういう関係

しかまたつくってこなかったという日本のあり方をやはり深く反省して考える、そういうときではないかなというふうに僕は思っています。

そういう思いがやっぱり日の丸の中にあると、そういう経験がアジアの人たちの中にはあるということを私たちはもつと知るべきであつて、国内だけの議論でこのことをもしやられるとしたら、日本の子供たちだけの議論でやられるとしたら、これは物すごく問題が落ちていると僕は思います。

やはり、アジアとの関係の中でぜひそれがどうあるかということはこの議論の中に考えていただきたい、そのことを私は心から願っております。

以上です。

○笠井亮君 最後に一言だけ、成田公述人、千葉公述人、どちらでも結構なんです、先ほどおっしゃって、私も国を愛するということでは人後に落ちないつもりです、国旗・国歌そのものは要るものだと思っております。

ただ、日の丸・君が代となりますと、ここでもございましたが、賛否両論いろんな思いがあるという中で、お互いに賛成は賛成の気持ちで尊重する、反対は反対の気持ちで尊重するということが、やっぱり議論をしていくという必要があると思っております。先ほど千葉公述人が、法制化は賛成だけれども、歌詞については可能な限り時間をかけて広く声を聞く努力が必要だと、私もそれはごもっともだと思っております。だからこそ、私は、国旗・国歌については討論と合意を要するし、せつかく始まったばかりの国民的な討論をここで断ち切ることがいかなるものか、それはまづいじやないかと思っております。

先ほど、拙速に決めているのかというお二人の公述人からの御意見があったんですが、やはり私は、国民がみんな喜んで受け入れられるもの、嫌な気持ちを持つ人がいないような、そういう国歌・国旗をつくるという必要があると思うのですけれども、その辺について、拙速にやっているのかどうかということについて一言だけ、どちらかの公述人の方、端的なお答えをいただければと思うのですけれども。

○団長(岩崎純三君) 端的にお願いします。

○公述人(成田治君) 拙速にどうか、これにそんなに時間をかけることに意味があるのかというふうな率直に考えております。

○笠井亮君 ありがとうございます。

○山崎力君 山崎でございます。参議院の会場でやっております。

まず、大津公述人にお伺いしたいのですが、おっしゃっている思いはよくわかるんですが、それが今の国旗・国歌の法制化の問題とどう結びつくのかというところがいま一つ見えてこない。もし本当にそのことをやるのであれば、戦争に負けるときにそのことをやるのであれば、戦争に負けるときにそのことをやるのか、今、日本という国の名前も変えた方がいいのではないかと私は思っています。それを今なぜ国旗・国歌ということをやっているのか。

既に御承知のとおり、今この問題が出てきたのは、国内においてその国旗・国歌というものの、特に高校の先生が自殺された。これは、もう何年も前にもこの問題で自殺されている人はいるわけですよ、中学校の校長先生でも。一人二人じゃないというふう聞いておりますが、それはともかくといたしまして、そういうところの一つ一つのいろいろな流れの中でこの問題が出てきている。関係者では、もう戦後一貫してこの問題というのは大きな問題であった。それが今ようやく政治の場においてこういうふうな形で、あることをききかけに出てきた。

そのことと、先生の、そういうふうな対外的な問題を考えるというところの結びつきがいま一つ私にはわからないんですが、その点、端的にお答え願えればと思うんです。

○公述人(大津健一君) 私は、こへ来るときに汽車の中で新聞を読んでまして、これはきょうの朝日新聞の「声」欄の投書欄に載っているある五十一歳の横浜市の主婦の方の投書です。その中

に、「人間として、教育者として歌いたくない歌が「君が代」である。」ということをおっしゃっています。それは、過去の歴史を考えながらそういうふうにおっしゃってあります。キリスト教が作り出した資料の中にも、「日章旗は進む・万歳 今ぞ武漢陥落」という、そういうことがありまして、過去の歴史の、特にアジアの侵略、韓国への植民地支配、台湾への植民地支配の一番中心にいつも日の丸が掲げられておりました。そして、韓国の人たちが台湾の人たちに君が代を斉唱させておりました。

過去の歴史をきちんと私たちが清算してない、そのことに対してきちんと責任をとってないこと、ただそのことを切り離して、それはもう過去のことでからというのではありませんで、やはりその関係の中でもこのことを考えていかなければ、私はこの日の丸・君が代を国旗・国歌とするという、単に国内の中でそういう意見が広がるからという議論だけで押しとどめてしまえる問題ではない、そういうかわりがあるということとを申し上げたいというふうに思いました。

○山崎力君 そうしますと、大津さんの考え方がらいくと、今、日本には国旗も国歌もない状態であるというふうにお考えなんですか。

○公述人(大津健一君) 私はそういうふうにお考えしております。

○山崎力君 確かにそういう考え方もあるなどというふうに思いますが、国際制度の中で、それが国際的に考えて、そういうふうな状態を放置してきた、あるいはそういうふうな考え方が少ないからあれだったのかもしれないですけども、そこどうも国際社会というのが私は結びつかない。

それで、もう一つ文章で気になったのは、香港におかれて随分日本の植民地その他のことをやっていたらしたということなんですが、それと同時に、あの当時は、香港はユニオンジャックがはためていたわけでイギリスの植民地だったわけなんです。それで、信仰のことは申し上げられませんが、

が、イギリスが世界に植民地をしてだけだの人の殺し、土地を奪い、利益を上げてきたか。そして、ついこの間、中国本土にイギリスの香港が返還されたわけですが、そのときに謝罪があったのか、補償があったのか。それがなかったというの、報道で聞いております。そういつたことに対してのお考えというのはどうなんですか。

もう一つありていと言え、キリスト教が今まで人を救ってきたのと同様に、十字架を掲げて何人の人々を救った、土地を奪い、財宝を奪ってきたのか。それで、その辺の総括を全部なさってあの十字架を拝んでいられるんだらうかというふうな気もするわけです。

その辺について、端的にお答え願えるならばお答えいただきたいと思います。

○公述人(大津健一君) キリスト教がやってきたことに対しては深い反省を持っております。深い罪の悔い改めを持って今ここに立つております。それは、日本のキリスト者として、世界のキリスト教が犯した罪については、私たち日本におる者として、やはり単に海外のキリスト教が犯した罪という形だけではありませんで、私たち日本のキリスト者が同じように犯した罪であるというふうに考えております。

それから、今言われました、私、香港に長くいたよりも、シンガポールとかタイとか、アジアの各国を回るのが仕事でしたから、香港について僕にはつきり言えませんが、ビルマでの経験で、ビルマも同じようにイギリスの植民地でした。でも、日本の軍事政権がある一時期ありました。ビルマの人にお聞きになったらよくわかると思うんですけど、ビルマの人はこういうふうに言いました。

戦争中にイギリスは何をしたか、日本の軍隊は何をしたか、そのことをビルマの人は言われています。イギリスは、植民地支配をいたしましたが、学校をつくり病院をつくり道路をつくった。日本の軍隊はビルマに対して何をしたら、何もなかったじゃないか、いや、むしろビルマの人たちが

に対してもつと残虐な行為をしたではないか、そういうふうにも言われます。これは、アウン・サン・スー・チーさんの言葉を皆さんお聞きになってもそうですけれども、何かしてくるよりも何もしてくれない方がいいというふうにおっしゃる。その日本のあり方をやはり考えてみる必要があると思います。

以上です。

○山崎力君 ビルマのことは私もいろいろ話を聞いていて議論はしたくないんですが、私は、植民地にしたということと戦地でそこで何をしようかというの、これは全然話が違ふことで、そういうことを言えば、我々が戦争を現地で現実に行っている朝鮮半島の人たちが我々に対してどういう気持ちを持っているかということを考えて、おのずと今の議論というのはないと思うんですが、それはそれとして、ずっと日本国というのは国旗も国歌もなかった国だということの御主張だということはおわかりました。

ただ、私は、一時キリスト教の教育を幼少時に受けた者として、キリスト教の十字架にはこういう血塗られた歴史があるんだ、それをわかった上でキリスト教のシンボルとして教会の十字架を拝めというか、そのところに折り目をささげないという教育をこのミッシェンスクールでもしているとは思えないということだけ指摘させていたかったです。

それでも一つ、今度は富樫公述人にお伺いしたいんですが、教育の問題はしたくないんですけど、日の丸のところからいけばやっぱり一つの問題点として出てくるんですが、やはり一番遠うのかと思うのは、考え方は、

学校教育にはいかなる強制もなじまないというふうにおっしゃるわけですが、僕は、学校教育、特に公教育というのは強制以外の何物でもない。ただ、それがいかに合理性を持つか否か。その合理性というの、長い間の、西欧も含め、ほぼ確立されてきた。もちろん、それが因習的な強制力になっている部分もあるかと思うんですが、例えば

ば朝、定時に授業を始める、それまでに登校しない、これは子供にとっては強制以外の何物でもないです。一緒の時間で今度は算数をやりましょう、国語をやりましょう、強制以外の何物でもないです。

僕は、そういうことをわかった上で、過度の拘束とか何かというものをやるということが果たして合理的なものなんだらうかどうなんだらうかと。それは、専門家の方あるいは父兄の方々が、そういうことがいろいろあると思うんですが、先ほどもおっしゃられたように、日の丸をそれぞれの人たちが、地域の人たちが賛成、反対で来て先生方は悩まれていると言ったんですが、それはもう当然のこととして、親のいろいろな要望がある、それをどうやって受け入れるか、それをどうやって子供たちによかれと思つて学校運営をしていくかということを感じる教師は、私は失格だと思ふんです。という感覚から見て、この問題というものの考え方の前提がどうも違っているんじゃないかなと。

と申しますのは、今度の国旗・国歌というのは、私は、社会が、国家と言つていいかもしれない、「この国のかたち」、すなわち日本国というものをどういうふうな子供たちに、次の世代に教えていくか、その基礎知識を与えるのがスタートの教育だと私は思っています。その教育の結果悪いと思えば、今の制度でいえば選挙で政権が変わり、そういう中での変化が出てくるでしょうし、あるいはいとも過激なことを考える人たちも我々の世代にはいたわけなんです。

そういう点から考えてみまして、そこをどうする、要するに学校教育において、国家であるとか、あるいはそのシンボルである国旗であるとか、あるいは歌である国歌というものをどのよう位置づけて、どのように歌うか、掲揚するか。そういうものは入學式とか卒業式の式典のところにふさわしいものであるのか、ふさわしいものでないのか。この辺を、現場サイドでそれぞれがその力関係でやるよりは、ある程度国の制度と

してやられた方がいいのではないか。

そここのところの校長が太っ腹な人なのか小心な人なのか、あるいは突き上げる教職員の人が先鋭なのかそれともまろやかな人なのかで、その学校、学校でその問題に対する対応策が違ってくるという現状を、やっぱりそこを改めようというのが今回の国旗・国歌法の成立させようという提案者の意思だと私は受けとめているわけです。

だから、逆に言えば、非常に私個人の感覚からすると違うんだけど、政権がかわって法律を変えれば、あるいは学習指導要領を変えることによって、これは一遍に変化するわけです、全国一律で。そういう制度というのが近代の法制度のもとのこういってたものではないかなと、好き嫌いは別として、そういうふうに出てくるというんです、高橋公述人、こういって考えた方がいいのかどうか。

○公述人(高橋公述人) 非常に大きな御質問なんです、非常に失礼な言い方をさせていただきますと、学校教育に対する皆さん方の、皆さん方というのは、政府だとか、あるいは行政の中には、その時と場合によって極めて私は無責任な相反することを求めるということが往々にしてあるんですね。

例えば、今、日本の子供たちは自分の意見を主張しない、だからディベートが必要だということが一方で出てきます。これは若い教師方に対してもそういう意見がよく出てくる場合があります。もう一方で、勝手気ままで一貫したものがないと。今言われたように、それぞれのところではばらばらに考えるよりは国が決めた方がいいだろうというふうな物の考え方ですね。

それぞれが率直に議論をし合って時間をかけて結論を導き出していく方法を今大事にしようとするときに、ある部分については、それでは大変だから国が決めた方がいいことは、私は極めて矛盾のある考え方だろうと一つ思います。

それから、政権交代によって法律を変えればいいと。確かに、現在の国会のルールあるいは国政

上のルールはそういうことができます。だけれども、もう一方で、政府あるいは文部省、中教審は不易なものをどれだけ大事に受け継いでいくのかということも強調されます。

そうすると、私たちが学校現場で子供たちに指導するのは、はるか昔から先人の皆さん方がつくり出した科学であり文化であり芸術であり、そういうものを子供たちにどれだけ日常の生活に生かせるように伝え、人間としての基礎、基本的な学力として身につけさせるかということと努力をするわけですね。これは、学問の中身というのは、どういって政権がつかうとも基本的に変わるものではないと思います。

あるいは、国旗・国歌というものについても、私は、現在の日の丸・君が代をどういって評価するか、支持する自由もあるし、それに従わない自由も私はあると、それが憲法上の原則だというふうに出てきます。

しかし、日の丸や君が代を国旗あるいは国歌として法制化する場合、少なくとも政権がかわるたびにその理解が変わる、解釈が変わる、その都度子供たちが混乱に陥るというふうな対応では、これは正しくないだろうというふうに思います。

ですから、今必要なことは、十分に時間をかけ、本当に国民大多数が納得できる手順と幅広い意見の集約によって、たえ得る国旗あるいは国歌をつくるための取り組みをしていくということではないでしょうか。

冒頭申し上げましたように、その結果、手続上もだれもが納得できるような方向で決まるのであれば、それはそれでやむを得ないだろうというふうに思いますが、政権交代で幾らでも変えられという物の考え方については、それは安易な現在の法制化をするための口実にしか私は感じないんですが、そういう言い方では失礼でしょうか。

○団長(岩崎純三君) 以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し

上げます。

本日は、長時間御出席をいただき、また貴重な御意見を賜りました。拝聴いたしました御意見を十分本委員会の参考にさせていただきたいと考えております。本日にきょうは御多用の中、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。これにて参議院国旗及び国歌に関する特別委員会仙台地方公聴会を閉会いたします。

〔午後三時閉会〕

名古屋地方公聴会速記録

期日 平成十一年八月四日(水曜日)
場所 名古屋市 名古屋都ホテル
派遣委員
団長 理事
理事

鴻池 祥肇君
江田 五月君
亀井 郁夫君
南野 知恵子君
馳 浩君
石田 美栄君
山本 保君
林 紀子君
山本 正和君

公述人

学校法人山本学園理事長 山本 春樹君
日本基督教団牧師 島 しづ子君
名古屋工學院専門学校校長 中山 清治君
南山大学教授 小林 武君
日本戦没学生記念会事務局長・名古屋大学名誉教授 安川寿之輔君
京都産業大学教授・法学博士 功 君

〔午後一時閉会〕
○団長(鴻池祥肇君) ただいまから参議院国旗及び国歌に関する特別委員会名古屋地方公聴会を開会いたします。

私は、本日の会議を主宰いたします参議院国旗及び国歌に関する特別委員会理事の鴻池でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

まず、私どもの委員を御紹介申し上げます。民主党・新緑風会所属の江田五月理事でございます。自由民主党所属の亀井郁夫委員でございます。同じく南野知恵子委員でございます。同じく馳浩委員でございます。民主党・新緑風会所属の石田美栄委員でございます。公明党所属の山本保委員でございます。日本共産党所属の林紀子委員でございます。社会民主党・護憲連合所属の山本正和委員でございます。

以上九名でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。国旗及び国歌に関する特別委員会におきましては、目下、国旗及び国歌に関する法律案について審査を行っておりますが、本日は、本法律案について関心をお持ちの関係者の皆様方から貴重な御意見を承るため、当名古屋市において地方公聴会を開会することにいたしました次第でございます。

次に、公述人の方々に御紹介申し上げます。学校法人山本学園理事長山本春樹公述人でございます。日本基督教団牧師島しづ子公述人でございます。名古屋工學院専門学校校長中山清治公述人でございます。南山大学教授小林武公述人でございます。日本戦没学生記念会事務局長・名古屋大学名誉教授安川寿之輔公述人でございます。京都産業大学教授・法学博士功公述人でございます。

以上六名の方でございます。この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

上げます。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日は、皆様方から忌憚のない御意見を拝聴いたしまして、今後の法案審査の参考にしたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事の進め方について申し上げます。

まず、山本公述人、島公述人、中山公述人、小林公述人、安川公述人、所公述人の順序でそれぞれ十分程度御意見を述べた後、各委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず、山本公述人から御意見を述べさせていただきます。山本公述人。

○公述人(山本春樹君) 学校法人山本学園の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、学園の説明をさせていただきます。

山本学園は、学校教育法第八十二条の二に規定されます。主に職業教育、技術教育、実践教育を行う教育機関でありまして、中部フアッション専門学校と山本学園情報文化専門学校の二つの専修学校を有しております。

中部フアッション専門学校は、主に高校、短大を卒業した学生を受け入れます専門課程を設置しております。山本学園情報文化専門学校は、中学からの生徒を受け入れる高等課程と、中部フアッション専門学校と同様の専門課程も設置しております。中学からの生徒を受け入れます高等課程で学ぶ生徒は、技能連携制度により、男女とも三年間で専修学校の専門教育と高等学校の通信制教育を併修しております。毎年三百五十名を超える卒業生を社会に、また短大や大学、専修学校の専門課程に送り出しております。

今回、私は、公聴会のお話をいただきました。また、私学経営以外のことは素人でございます。

で大変困惑をいたしました。どうか本日私なりの言葉と私なりの表現で意見を述べさせていただきます。私がお許し願いたいと思います。

私が山本学園に一教員として勤務しました昭和五十年四月の高等課程入学式、また翌年三月の卒業式の式次第に国歌斉唱が掲載されておりました。君が代が歌われ、壇上中央に日の丸が掲げられておりました。私自身も戦後生まれであり、東京の国立中学、都立高校を卒業しました。当時は、特に国旗・国歌について、儀式においては通常どおり歌われ、掲げられておりましたので、このことにつきましては何の疑問も持っておりませんでした。また、昭和五十年に山本学園に勤務しました折に、今お話し申し上げました式典におきましての国旗・国歌についても特に何の疑問も持たなかったことを覚えております。

以来、このことはこの学園の慣習となっており、当時から今日に至るまで式は厳正肅々に行われ、よい伝統となっております。高等学校の生徒と同年齢の生徒が専修学校高等課程は学習指導要領の適用を受けませんが、このことは今後継続していききたいと思っております。

私学なるがゆえかもしませんが、教員や生徒から国歌斉唱、国旗掲揚に対する疑問の声は一度も聞かれませんでした。ですから、広島県立高校の校長先生の死が報道されたときには、驚きと同時に、なぜという疑問が心に生れました。生徒はもとより、保護者、学校関係者、教育関係者の動揺は相当なものであったと推測いたします。国旗・国歌が今同様、学習指導要領の中の一つの指導事項として扱われるだけでは、今後も教育現場での混乱が引き続き起こり得る可能性があると考えています。

国旗は日の丸、法案では日章旗ですが、国歌は君が代と国民の大多数が認めることと聞いております。多くの人は、生まれた土地の習慣、中には宗教に由来することが多いと思っております。中々、とか家風を歴史的な意味も知らずに受け入れていきます。一例として、家に伝わる家紋など

は、なぜこの紋がつけられたのか私の家族はだれも知りません。そして、子供たちは、学校に入學した日から慣習としての国旗・国歌を受け入れていきます。

今これだけ国旗・国歌に対する国民の関心が高まったときに、政府が法制化する考え方に私は賛成いたします。と同時に、法制化されなかった場合、その続く混乱の中で理由もよくわからず犠牲となるのは子供たち、生徒たちであるということに懸念いたします。

四、五年前から、本学園の高等課程の生徒が海外でホームステイを体験したり、専門課程の多くの学生が毎年ニューヨーク州立フアッション工科大学、F.I.Tと呼ばれておりますが、で授業を受けることや、イタリア、フランスを中心としたフアッションの研修旅行に参加しております。また、ロンドンに現在留学中の学生もおります。ことの六月にニューヨークの研修先であるF.I.Tで作品づくりに励んだ学生が帰国後の報告で、作品のできればは私たち日本人学生の方がよかったですと話してくれたことがとても印象的でした。彼ら、彼女たちは、手先が器用であるという日本人としてのアイデンティティーに目覚めたのだなと思えました。

若い世代の人たちは、これから世界で仕事をする機会がますますふえることでしょう。ですから、自国の文化、伝統、国旗・国歌を大切にすることが、とても大事になることだと思います。このことは、他国の文化や伝統、他国の国旗や国歌を尊重することのできる、国際的に通用する人を育てることに通ずると信じます。

法制化された場合には、引き続き国民が主権者であるという前提のもとに、君が代の解釈を国民の多くが理解し支持できるように、そしてまた国旗・国歌がなぜ必要かという理由を明らかにし、生徒に、国民に説明していくことは政府として今後ますます必要だと考えております。

以上で終わります。

次に、島公述人をお願いいたします。島公述人。

○公述人(島しづ子君) 私は、日の丸・君が代を国旗・国歌とすることに反対する立場から意見を述べさせていただきます。

理由は三点あります。

一つは、日の丸と君が代は戦前の天皇を君主とした国家体制と切り離すことができないということです。

日の丸を国旗に、君が代を国歌に法制化することは、戦前の日本の国家体制とそのあり方をよしとすることであり、アジアの国々に対して日本はさきの戦争による加害者行為を反省していないということを示すと思えます。

戦後生まれの私にも、この旗は大日本帝国が日本内外の人々に行つた多大な人権侵害と償うことのできない罪跡を思い起こさせます。ましてこの旗のもとで国土を踏みじられた諸国と愛する方々を奪われた人々、みずからの人生を踏みじられた方々には、この旗は侵略の象徴そのものであると言えます。日の丸を見るごとに怒りと悲しみに身を震わす方々が今も大勢おられることを私たちは決して忘れてはならないと思えます。

日本がこの旗を平和のしるしと言い、日本の旗として法制化すると言ふならば、私はそれには反対ですけれども、もしできるとしたら、それはこの旗のもとに犠牲を強いられ方々への十分な謝罪と償いが終わってからであると思えます。その意味でも、日本は、軍隊慰安婦とされた方々、強制労働に徴用された方々に心から謝罪して、その償いを国として行つていただきたいと強く願います。

二番目、君が代は天皇賛美の歌であります。国民主権とは全く相入れないと思えます。君が代の「君」が天皇であることを政府も明確に言い切っております。そして、君が代の「代」は天皇の代であつて、それ以外を考へることは日本語としても不自然です。天皇の代が千代に八千代にさざれ石のいわおとなりてこけのむすまで永遠

に続きますようにという内容である歌は、天皇賛美そのものであります。

戦前、戦中、国家神道の現人神として君臨した天皇をたたえる歌は、国民主権を定めた憲法にも違反し、信教の自由を侵すものです。戦中、私たちキリスト者の先輩や他の宗教者は、天皇と自分の信じる神とどちらが偉いかという踏み絵を踏ませられました。みづから信じることを明確にして殉教した先輩もおります。

このようなことから、この歌を国歌とし、公式の場で歌うことを要求されるなら、多くの信者は耐えがたい心の痛みを覚えるものであります。また、憲法二十条で保障された「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」との条文に抵触するのではないかと思います。日本にはいろいろな立場の方が住んでおられます。住むすべての人にとってこれが国歌としてふさわしいものであるとは決して言えないと思います。

三番目、国を愛するということはその人の内面にゆだねられることであって、何人も強制することは許されません。

政府は、教育現場の混乱を避けるためにということで法制化を急いでいます。しかし、事実は反対です。各県教育委員会が日の丸・君が代の徹底を職務命令として強制し、そのために校長たち、管理職と教師たちが引き裂かれているのであります。広島県の世羅高校長の自死を契機に今回の法制化が推進されましたが、これは全く逆のやり方でありです。

憲法十九条、思想及び良心の自由では、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」と記しています。これは、第二次世界大戦の思想統制に対する深い反省から明文化され、基本的人権として憲法が保障したものであります。世羅高校長を初めとする多くの教育者たちは、職務命令と良心の自由との板挟みになって苦しんでいるのであります。そのようなことに對して、法制化によって強制の根拠を持たせ、一層強制を強化する

ということとは、教師の良心の自由をじゅうりんすることであると思います。

以上の主な理由によって、私は国旗・国歌法案に反対いたします。

日本がさきの戦争の傷跡を風化させないで、あの戦争によって人命や人権を踏みにじられた人々に心から謝罪し、二度と同じ過ちを繰り返さないという立場をとり続けることを強く願っております。

教育の場で教師たちが日本の戦争の歴史を語り、その反省のもとに日本はどのように歩んでいるのだということを語ることが次世代を担う人々への責任であると思います。過ちの歴史を語ることは決して恥ずかしいことではありません。そこから新しい出発ができるからであります。恥ずかしいのは、事実を隠し、偽りの上に歩み続けることとあります。日の丸・君が代によって行われた戦争の歴史を風化させず、過ちを過ちとして認め、語り、そこから出発することが緊急に求められていると思います。

政府は、新ガイドライン関連法案を皮切りに、戦争ができる体制づくりを急いでいます。日の丸・君が代もその道筋に欠かせない装いと思われれます。このような流れは、戦後辛うじて守り続けた憲法の平和主義と国民主権と民主主義への挑戦であります。

平和のために今最もかち取らなくてはならないのは近隣諸国の信頼であります。平和とは、自国の繁栄だけではなく、近隣諸国とともに生きていくことであります。それなのに日の丸を国旗とし、君が代を国歌としてアジアに位置するということとは、戦前の装いでアジアの人々の前に立つということであります。このような姿勢では諸国から信頼を勝ち取ることはできません。私は自他ともに誠実な人を尊敬します。国家もまた国の内外に對して誠実であっていただきたいと思います。新ガイドライン関連法案の採決を初めとして、今、国会で法案を通すためにのみ熱心で、そこに見え隠れしている偽りは政治家や政治に対する信

頼を失わせています。政治家として、目の前の利益に動かされるのではなく、日本の歴史を過去から将来に向かって展望し、責任を持つ政治を行っていただきたいと思います。

戦後五十五年、これからの五十年はいかなる年になるのでしょうか。安保条約によって日本に米軍基地が集中し、そのために基地周辺には人権侵害が多発いたしました。これをそのままにして政府は戦争ができる体制を準備しつつあります。これは後世の日本国民への重大な禍根となると思います。五十五年前の決意、二度と戦争はしない、武力は行使しない、あの誓いを不変のものとして後世に渡していただきたいと心から願いました。

憲法の平和主義を守り、諸国から信頼され、尊敬される国として歩むために、血にまみれた日の丸や君が代を国旗・国歌として法制化することには賛成できません。

この公聴会で終わりとしないで、反対意見にもっと耳を傾け、国会においてもこのことを慎重に審議してくださるよう心からお願いたします。

以上です。

○田中(鴻池祥肇君) ありがとうございます。次に、中山公述人をお願いいたします。中山公述人。

○公述人(中山清治君) 電波学園・名古屋工学院専門学校で中山清治でございます。どうぞよろしくお願いたします。

私は、結論から申し上げまして、本件、すなわち国旗日の丸、国歌君が代の法制化には賛成であります。

その理由につきまして、若干述べさせていただきます。

歴史的に見ましても、古今東西を問わず、自分の国を愛し、いとおしむ心の醸成は極めて大切なこととしてだれもが認識いたしております。そのための最も効果的な手段としての象徴的存在として国旗・国歌が位置づけられてきたと思います。

ちなみに、近代、現代を通して国旗・国歌を持たない国はありません。言いかえてみれば、国旗・国歌を愛せない国民は国際社会においても軽べつされてしまうというのが実態であろうと思います。

したがって、その結論部分につきまして、私の判断錯誤があるかもしれませんが、余り問題は無いのではないかと思います。問題は各論、すなわち日の丸・君が代を日本国の国旗・国歌として法制化するというところが論争の焦点になっているのだと私は認識しております。

その観点に立ちまして、私の思うところを述べてみたいと思います。

現在、法制化に対する賛成、反対の論争点が、毎日、新聞、テレビをにぎわしているわけでありますが、その主な論点をまとめてみますと次の三点になるのではないかと思います。

まず第一点は、日の丸・君が代は軍国主義の象徴なのかどうかの問題であります。第二点は、君が代の歌詞が国民主権と矛盾するののかどうかの問題であります。そして第三点は、今、日の丸・君が代の法制化を急ぐ必要があるのかどうかの問題であらうかと思えます。

まず、第一点目の日の丸・君が代は軍国主義の象徴なのかどうかの問題であります。確かに日本には富国強兵の政治的あらしの中で忌まわしい過去の歴史を経験した時代がありました。そのときの国旗日の丸、国歌君が代の国家的な扱いに大きな誤りのあったこともまた事実であります。日の丸・君が代のもので多くの若者が祖国日本の輝かしい未来を信じながら散っていった事実も、私は決して否定はいたしません。しかし、私はその責任がすべて日の丸・君が代にあったとは思えないのであります。要は、その時代の為政者の姿勢に問題があったと言った言い過ぎになるのでしょうか。

例えばやや不謹慎になるかもしれませんが、本田技研工業の創始者であられる本田宗一郎氏が言われた言葉を思い出します。出刃包丁を私の女房

に持たせたらすばらしい料理をつくってくれて私は幸せだ、しかし強盗に持たせたら私の命が危ないとおっしゃるのであります。また、日本初のノーベル賞をお受けになった湯川秀樹先生も、科学技術そのものに善悪はない、問題はそれを扱う人間によって善にも悪にもなるとおっしゃっています。

戦後半世紀も過ぎ、時代は大きく移り変わりました。日の丸・君が代を軍国主義の象徴としてとらえる風潮は、実感としてはもちろんでありますが、国民的世論としても私はだんだんなくなってきたと思います。

七月二十三日の中日新聞に、国旗・国歌法案が衆議院を通過したことに関連して、中部地区の若い世代にアンケートを実施した結果が出ていました。それによると、多くの者が日の丸・君が代のイメージとしてオリンピックやスポーツを挙げています。続いて入学式、卒業式です。天皇や戦争というイメージでとらえている若者もおりますが、恐らく本人に聞くことができるとしたなら、それは何らかの学習による結果のイメージであろうと思います。それに対して、オリンピックやスポーツと答えた若者は、実感としてのイメージで日の丸・君が代を敬意と愛と和の象徴としてとらえているのであろうと思うのであります。

そういう意味で、私は、日の丸・君が代があの忌まわしい軍国主義の象徴であるといった国民的感情からは既に建設的な変化をして、異なったものになってきていると判断いたしております。

次に、第二点目の君が代の歌詞が国民主権と矛盾するかどうかの問題であります。

君が代は天皇の統治をたたえる歌で、憲法の国民主権と両立しないという御意見のあることも十分承知いたしておりますが、私はそのように思っておりません。

さて、この点についての政府の判断であります。私の理解に誤りがないとすれば、君が代の「君」は、天皇を含めた個人ではなく、国や国民

全体の繁栄を願って用いたものであると説明されてきたように思います。ところが、さきに小淵首相が君が代の「君」は象徴天皇を指すといった解釈をお述べになって、新たにまたそれは国民主権の理念に反するではないかという声が高まってきたように思います。しかし、私は別に矛盾はしていないのではないかと思っているんです。現在の天皇は国民主権に基づく日本国及び日本国民統合の象徴なのでありますから、象徴天皇を指すということは、とりもなおさず日本国民全体を指す判断しているのではないのでしょうか。それは詭弁だと言われるかもしれませんが、私はそのように思っております。

さて、君が代の歌詞であります。もともとは君が代ではなくてわが君だつたということではあれも知っております。念のためその意味を申し上げてみますと、あなたは千年も万年も健やかに長生きしてくださいね、小さな石がいとおとなつてこけが生えてくるまでもということでありました。

鎌倉時代以降の文学作品にもたびたびこの歌が登場するようでありましたが、わが君が代に置きかえられた後も、天皇だけでなく、すべての人を含めた長寿を祝うめでたい歌として愛されてきたようでありました。それが近代国家創設の明治に入つて、憲法本文の「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という文言と結びついて歴史的悪夢へとつながっていったように思います。

しかし、日本は、ポツダム宣言受諾を境にして、忌まわしい過去を清算し、平和を愛する国家として大きく生まれ変わりました。君が代の歌詞解釈についても、もう原点に戻つて解釈し直してもよいのではないかと私は思っております。

最後に、第三点目の日の丸・君が代の法制化を急ぐ必要があるのかどうかの問題であります。

私は、でき得れば早く法制化していただけたらとありますが、国民の間で定着してきているのだから改めて法制化する必要はないではないかという御意見

見もありませんが、私は、定着化しているからこそ、また国民から認知されてきたと思うからこそ法制化したらいと思つてゐるわけです。

一つの組織の中で明文化されてはいるが、必要なものとして行われ、また将来も行われることが期待される事柄を慣行、慣習と言つてゐると思つてゐます。まさに日の丸・君が代は日本国の国民的慣行であります。言いかえてみれば、国民的常識と言つてもいいと思つてゐます。その国民的常識を明文化したものが法であると思つてゐますので、その意味で法制化に対して抵抗感はありません。

特に、私は教職に身を置いておる者でありますので、先ほど申し上げました本田宗一郎氏や湯川秀樹先生のお言葉が非常に気になります。日の丸・君が代云々の問題よりも、それを扱う人間性をもつと問題にしたいのであります。そういう意味で、教育の場で日の丸・君が代が問題になることには危惧の念を抱かざるを得ません。

現在の私の学校では何ら問題はありませんが、過去、高等学校に勤務していた当時を思い出しますと、この問題についてはこの学校も必ずしも一枚板ではありませんでした。そういたしますと、生徒が迷ひ、動揺します。生徒に考えさせることは教育上大切なことであります。動揺させたり迷わせたりすることはよくありません。なぜなら、考えさせることは思考活動を助長する能動的範疇に属する事柄であります。迷わせ、動揺させることは時として思考活動を消極的にしてしまふおそれがあります。

日の丸・君が代をめぐる学校内の対立で教育の現場が混乱するようなことは絶対にあってはならないと思つております。

既に、一九八九年の学習指導要領で入学式や卒業式などでの国旗掲揚と国歌斉唱が義務づけられています。そして、一九九四年には、村山富市首相が日の丸が国旗、君が代が国歌と国会で答弁なさつたという記憶があります。

日の丸・君が代の問題を指導しようとは思つておりませんが、国民的常識として認知されている日の丸・君が代を今ここで明文化して法制化していただければ、校長の教育的信念として職務命令を出すにも元氣が出るのではないかと、思う次第であります。よろしくお願ひいたします。

以上が私の日の丸・君が代法制化に関する考え方でございます。

○局長(湯池祥雄) ありがとうございます。

次に、小林公述人をお願いいたします。小林公述人。

○公述人(小林武君) 私は、この特別委員会において審議中のいわゆる国旗・国歌法案について、主権者である国民の一人として、日本国憲法の角度から意見を述べます。

与えられた時間が限られておりますので、以下三点に絞ります。

第一は、今国会に日の丸・君が代を法制化する資格があるかどうかという問題であります。国旗・国歌は、どの国にとつてもその社会と国民のありようを示すテーマであつて、国家の基本問題であるとともに、個人の思想、良心、さらに信仰などの精神的自由と深くかかわるものです。したがって、これをどうするかは、法制化するかしないかを含めて、国民的合意が必要不可欠とされます。

特に、我が国の場合、日の丸・君が代は、ともに十五年戦争の際に侵略戦争を鼓舞し、また天皇の絶対的権威のシンボルとして用いられた歴史を持つものであるだけに、これに多くの国民が反対していることに加えて、我が国の侵略を受けた諸国の人々も厳しい反応を示しております。このことは他の国の国歌・国旗問題には見られない特殊な要素であります。したがって、政府が法制化をもし提案するのであれば、何より日の丸・君が代の歴史を誠実に振り返ることから出発しなければならなかつたはずであります。

このように、重要さわるテーマであるにもかかわらず、政府・与党は、選挙公約や施政方針演

説でも国民に何ら明らかにしないまま、あまつさ
え二月の広島における校長先生の自殺事件の時点
でも法制化は必要という見解を示しておきなが
ら、突如提案をいたしまして、衆議院では実質十
三時間と言われるわずかな審議で可決されたわけ
であります。二月の事件以降、国旗・国歌問題に
ついての国民の関心は高まりまして、議論は急速
に広まっております。政府・与党はこの流れに
にさおを差したと言わなければなりません。

世論調査で、法制化に反対または議論を尽くす
べしとする意見が法案提出以降急速にふえてい
るのも当然であります。全国調査は御承知のよう
です。時間の関係もあり省きますけれども、地
元の最近の調査でも、例えば名古屋テレビの調
査では、日の丸・君が代あわせましての法制化に
ついて、法制化をすべきかどうか、賛成四〇・
九％、反対二四・一％、もつと時間をかけて論
議すべきだが三〇・七％、つまり慎重論が過半数
を占めております。地元の高校生も同じ傾向を一
層明瞭にアンケート調査で示しております。

国旗・国歌の法制化はこうした国民世論を押し
切つてまで進めるテーマでは全くありません。政
治的思惑や利害から事を運んでいるとは思えな
い態度は、実のところ、日の丸・君が代を重んじ
ているように見えて、国旗・国歌という大切な問
題を最も軽んじるものではないかと私は思う次第
であります。

第二、日の丸・君が代の法制化と国民の思想、
良心の自由との関係であります。

国旗・国歌に法的根拠を与えることそれ自体は
良心の自由の侵害と直結するものではありません。
しかし、我が国における現在の法制化の流れは
良心の自由の侵害を拡大させずにはおかぬとい
ふと思われまます。

憲法第十九条は、国民がいかなる思想を抱いて
いるかについて国家権力によりその告白を強制さ
れないこと、つまり、いわゆる沈黙の自由を絶対
的自由として保障しております。例えば学校教育
の場で日の丸・君が代の拝礼、斉唱を事実上で

あれ強制することは生徒の良心の自由の侵害に当
たります。教師もまた同じ自由を享有しておりま
す。もつとも、教師については、自己の良心に反
することを理由に法義務を拒否することが一般的
に許されるかどうかという事柄がひとまず問題と
なり得ます。

しかし、日の丸・君が代のような国民の良心と
深くかかわるものにつきましては、その斉唱など
をみずからも強制されず、またそれを生徒に強制
することも義務づけられるものではないと言ふべ
きだと思います。つまり、これを法義務とは構成
し得ないものであります。法案が義務事項を設け
ることができないでいるのもそのゆえでありまし
て、したがって仮に法の制定がなされたその
後でも今述べましたことわりはそのまま変わらず
妥当なものであると言えます。

それにもかかわらず、これまで学習指導要領
を根拠にいたしまして教師に対する強制がなされ
てきました。しかし、最高裁判所の判決、これは
特に一九七六年のいわゆる学力テスト判決であり
ますけれども、この最高裁判決も学習指導要領を
法規あるいは法的拘束力のあるものとは認めてお
りませう、むしろ学習指導要領には法的拘束力
をもつて教師を強制することが適当でない部分があ
り、また教師による創造的、弾力的な教育の余地
や地方ごとの個別化の余地が十分残されていると
述べておりまして、国の教育内容決定権に一定の
限界を設けているわけですから、学習指導要領を日の
丸・君が代を強制する根拠としてきたことは間違
いだと思います。

また、今回の法案によつても、法案にはさき
述べたように義務事項がないわけでありまして、
拝礼や斉唱などが法的義務に転ずるわけでは
ありません。もつとも、実態においてはその強制
が拡大することは明らかでありまして、現に
法制化への流れの中で、例えば君が代の伴奏を拒
否した教師や斉唱に起立しなかった教師への処分
などの事例が出ております。しかし、それらは法
的根拠を欠くものと言わざるを得ないと思いま

す。
なお、政府は広島事件について法的根拠が不
明確であるがゆえに生じたものであると見てい
るようでありまして、これは教育というものを上意
下達の関係でとらえる見解です。教育の営みは、
教育基本法が言うように、個人の尊厳を重んじる
ことを土台にして人格の完成を目指すものであり
ます。そのためには教育の自主性が何より重んじ
られなければなりません。法制化は、個人の良心
の自由を大切にしようとする学校長を含む教師の
苦悩をむしろ深めるものにはかならないと考えま
す。

第三、政府の君が代解釈を取り上げます。

今回の法制化法案で世論の反対が特に強いのは
君が代であります。民主主義国家である日本を天
皇の国だとして、それをこぼろ歌が国歌足り得
ないことは明らかであります。ある方の川柳が新
聞に載つておりましたが、それは「民の世と習
い 君が代で卒業し」という川柳であります。こ
のようにして、君が代は教育の場でも生徒の歴史
認識を混乱させる要因となつていようであらうとい
うことは容易に想像できます。抵抗が強いのは当
然と言えます。

それにもかかわらず、政府は、君が代の「君」
は天皇を指すものであるという見解を基本に据え
た上で憲法解釈上のつじつま合わせをしようとし
ております。六月十一日の答弁書と同日二十九日
の衆議院本会議での首相答弁とは少し異なります
けれども、要するにその趣旨は、我が国は象徴た
る天皇の国だということにあります。

しかしながら、我が国はだれの国かと問うなら
ば、民の国、主権者国民の国でありまして、天皇
はその主権者国民によつて象徴の地位に置かれた
ものであるというのが憲法第一条の異論の余地の
ない解釈でありまして、この国を天皇の国である
などと言うことは憲法上は絶対にできないこと
であります。これはこじつけ解釈と言ふはかない
ものでありまして、思うに、政府・与党は今、国

旗・国歌問題を粗末に扱っているだけでなく、
日本国憲法をもないがしろにしているわけであり
ます。

以上に述べてきたところを踏まえて、私は、国
旗・国歌の法制化がもし許されるとすれば、少な
くとも次の四条件が備わっていないならばなら
ないと考えます。第一、いかなる国旗・国歌にせよ、
国民に対して国家による強制が一切なされないこ
とであります。第二、法制化することについて、
十分に熟した国民的合意があることであります。
第三、国民の手で国旗・国歌の案が出され、選択
されることでもあります。そして第四に、その内容
が人類普遍の原理である民主主義、人権、平和主
義に即したものであること。この四つだと考えま
す。

しかし、今はこれらの条件は一切整っていない
と考えます。今、私たちは国会に対して、この法
案を決定することではなくて、それに関して調査
検討を行い、国民に十分かつ正確な情報提供をす
ることを望みたいと思ひます。国民はそれを受け
て世論を成熟させる、国会はそれに基づいてさら
に水準の高い検討を行う、こうした循環こそ議會
制民主主義の過程でありまして、そしてそれはほ
かならぬ国旗・国歌問題についてとりわけ強く求
められていふと考えます。

この法案につきまして、参議院は、理性の府の
名に背くことなく、あとわずか十日となつたこの
会期においてこれを廃案といたしまして、主権者
である国民の論議にゆだねられるように心から要
望して、私の公述を終わります。

○團長(瀧池祥雄) ありがとうございます。
次に、安川公述人にお願ひいたします。安川公
述人。

○公述人(安川寿之輔) 私は、日の丸・君が代
問題の本質は、日本がかつての侵略戦争の戦争責
任、戦後補償と誠実に取り組んでこなかつた事実
の象徴であり、そのマイナスの成果だととらえて
います。

以下、法制化反対の根拠を四点、第一に教育の

悪しき政治的利用という観点から、第二に名古屋大学新生アンケート結果から、第三に所屬している日本戦没学生記念会の立場から、第四に差別論の研究者としての立場から述べたいと思います。

第一の教育の悪しき政治的利用というのは、明治以来の日本は、政治の力で自由にならないものと何かを徹底しようとする際に、伝統的に教育を利用、悪用してきました。教育学の世界では、これを教育で始末をつける手法とか伝統と呼んでいます。

田中角栄元首相はこう言いました。もし明治以来の教育がなかったならば、日本が過去に見られるような大規模な戦争はやり抜くことはできなかったらうと。

政府は、長年の慣行により、両者が国民の間に広く定着していると主張していますが、これが誤りであることは、最近の世論調査の数字に示されているだけでなく、教育の政治的利用によって半強制的につくり出された事象であるという明白な事実の問題としてとらえるべきだと思います。

敗戦後は、戦前への反省から、文部省自身が学習指導要領はあくまで試案、参考案と主張していました。それが五八年の改訂で君が代・日の丸の斉唱、掲揚が望ましいとされ、とりわけ八五年九月の文部省による斉唱、掲揚の徹底通知と各府県の実施状況の調査結果の公表以来、指導要領が法的拘束力を持つこととあわせて、職務命令と千人近い処分者を出すことによって、さらに一九八九年の指導要領の改訂が加わり、君が代・日の丸が強制によって無理やり定着させられたことというのが明らかな事実であります。仮に法制化されると、この教育による日の丸・君が代強制がさらにエスカレートすることは明らかであります。

第二に、定着論の誤りをことし四月の名古屋大学新生生のアンケート調査のデータで説明します。ことしは名古屋大学以外に名古屋市立大学と日

本福祉大学でも非常勤講義を担当して、国公私立三大学で同じ調査をしています。十年来調査を続けている名古屋大学のデータで報告します。

日の丸の旗の縦と横の長さの比率は、二対三か、三対五か、決まっていなくていいという三つの選択肢から正解を選ばせる問題ですが、ことしの場合は、三月以来法制化が議論されて、日の丸はまだ法制化されていないことが広く知られてきたので、私は正解である決まっていなくていいが例年より多くなると予想していました。ところが、残念ながら正解できた学生はわずか六・一％で、九三・九％の学生が二対三か三対五を選びました。これが定着の数字と言えるでしょう。

しかし、このデータは、学生たちが日の丸は仮に国旗でないとしても縦横の比率ぐらいは決まっているものと誤解をしたと解釈して、正解率六・一％は御愛きようであると笑って済ませることもできます。もともと、学生たちは、現行の日の丸の縦横の比率は四種類もあるんだ、ばらばらなんだということを講義で紹介すると、目を丸くして、え、初めて知ったという顔をします。

教員の私にとって衝撃的な数字は、第二次世界大戦で日本と一緒に侵略戦争を行った旧枢軸国のドイツとイタリアでは、戦後、国旗と国歌を見直している事実を高校までで教えられたことがありまして、さかたという私の設問の回答です。この問題は、戦後の日本が戦争責任の問題と真剣に取り組んでこなかったことにかかわる象徴的な事実であり、広島島の校長の自殺事件を含めて、いまだに日の丸・君が代問題が続いている事実を理解する上で大事な知識であるのに、教えられたことがあるという学生はわずか三・一％でした。これは私にとつてはもう驚くべき結果。

ただし、念のために、同じアンケート調査で、日本と三国同盟を結んだ枢軸国はという、あえて言うとう受験のがらくた知識を問う記述式設問に、ドイツ、イタリアと、八九・三％、九割近い学生がちゃんと正解はできるわけです。ところが、そのドイツとイタリアが戦後ということになると

三・一％。名大生の名譽のために、十五年戦争の敗戦の日の正解はことし七七・一％、中国の青年ならだれでも知っている日本の開戦の日はことし正解〇・八％という数字に象徴される、戦争を知らない子供たちにつくられた名大生でも、日の丸・君が代の法制化については、法制化に反対という意見と法制化された後も強制しないという意見が合せて九三・九％。指導要領による君が代斉唱の義務化に対しては、反対それから五八年当時の斉唱が望ましいという程度の指導でよいというのが合せて八一・七％であったことを紹介しておきます。

名大生の大半が日の丸・君が代を国旗・国歌と誤解する青年に見事につくられているように、国民への定着も問題です。十代、二十代の若者が、「いわおとなりて」というのを若の音がしてと誤解しているというのが三〇％という数字、あるいは法制化の議論が始まってから世論調査の数字が反対や慎重審議にシフトしている事実も注目すべきことです。

第三に、学徒出陣によって学業半ばで戦場に出ることを余儀なくされ非業の死を遂げた日本戦没学生を記念するわだつみ会の立場から、会は今この悲劇の戦没学生たちもアジアへの侵略を担った加害の立場も認めるようになっていますが、六月に他の五団体、不戦兵士の会、平和遺族会などと共同で日の丸・君が代法制化反対の声明を出していますが、一昨日、戦中派の会員から私のところへ電話がありまして、八・一五の集会の際には、共同声明とは別に、やはり会単独でこの法制化反対の声明をぜひ出してほしいという要望が寄せられて、目下文案を作成中です。

私たちは、ガイドライン法案の成立によって日本は再び戦争国家への道に踏み出そうとしているという認識を持っています。ガイドライン法案と日の丸・君が代法制化には直接のつながりはありません。そのことは当初政府自身が法制化を考えていなかったことでも明らかです。しかし、三党

連立の数を頼んでのこり押しで仮に法制化が実現しますと、君が代・日の丸が国民統合の基軸にとどまらず、戦争動員の思想的手段として使われることになることを懸念しています。

東大の学生時代に、ヒトラーこそ人類の救済者であると日記に書く青年につくられていた色川大吉さんが、「きけわだつみのこえ」について、天皇とか天皇制に対する批判や疑問、天皇を中心としている国家そのものに対する言及がますます多くなると、自己批判を含めて、天皇制問題が学生が社会を科学的に見る目をゆがめ、曇らされた根源であると指摘しています。

第四に、差別論の研究者としての発言ですが、政府は君が代の解釈として、象徴天皇制の国が千代に八千代に栄え続きますようにという新解釈を出しましたが、とんでもないことです。象徴天皇制は、皇室典範で規定されているように、第一に土農工商えた非人の封建身分制度と同じ身分差別の制度であり、第二に女性に天皇になれない、小湖内閣の男女共同参画基本法の理念にさえ反する制度であり、第三に障害者が天皇になれない、つまり象徴天皇制は、身分差別、性差別、障害者差別という日本社会の差別的総元締めであり、二十世紀にはとても通用しない差別で成り立っている象徴天皇制が千代に八千代に続いては困るのであります。

私は、憲法九条の改憲には断固反対論者ですが、象徴天皇制を手直ししたり廃止するためには、いうことであれば積極的な憲法改正論者で、千代に八千代になんていうことはとんでもないことです。時間が来ましたので、以上で終わります。

○団長(湯池祥吾) ありがとうございます。所公述次に、所公述人にお願いたします。所公述人。

○公述人(所功君) 私は岐阜県出身で、名古屋大学を卒業し、現在こちらから京都へ通っております。専門は日本法制史でございますが、去る七月十六日、衆議院内閣委員会に参考人として招か

れ、日の丸・君が代の法制化に賛成する旨の意見陳述をさせていただきます。本日は、この参議院特別委員会による名古屋地方公聴会で公述人として再び意見陳述の機会を与えられましたので、前回と同様の結論を少し別の観点から申し上げたいと存じます。

まず、日の丸・君が代の来歴につきましては、先生方既によく御承知だと思いますし、またきょうお配りしました私の講演冊子「日本の国旗・国歌」に概述してありますから、ここでは省略させていただきます。ただ、日の丸、つまり日章旗が日出るところの日本国をあらわすのに最もふさわしい国旗であることは世論調査を見ましても大多数の国民に支持されていますが、君が代を日本の国歌とすることは異論を唱える人が少なくありませんので、こちらに力点を置いて私見を申し述べることになります。

すなわち、我が国で外交儀礼上日本国歌が必要になりましたのは、明治天皇を中心にして近代的な統一国家を築き始めた明治初年のことであり、その歌詞を選んだのは薩摩藩の大山巖あたりであり、琵琶歌「蓬萊山」に詠み込まれている賀歌、つまりお祝いの歌であります。その君が代を提示したものと伝えられております。この歌詞に初めて曲をつけたのはイギリス人のフエントンですが、それから約十年後に改めて雅楽調の曲をつけたのは宮内省の林広守らであり、それを洋楽風に編曲したのがドイツ人のエッケルトであることは既に広く知られております。

したがって、その当時の国歌君が代に言う「君」は、もちろん天皇にはなりません。また、明治二十二年に欽定された大日本帝国憲法のもとでは、この国歌が日本国の元首であり統治権の総攬者と定められた天皇陛下の御代長久をことごとく歌と解されてきたのも当然でありましょう。

一方、戦後その旧憲法の改正手続を踏んで全面的に一新された日本国憲法については、さまざまな議論がございます。けれども、現行憲法に従っている私どもは、その立法趣旨と条文自体に即し

て解釈するはかありません。されば、この憲法は、前文で国民主権を宣言しながら、第一章という憲法の最も重要なところに天皇の章を設けております。しかも、その第一条で「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定し、さらに第二条で「皇位は、世襲」と明示しております。

つまり、日本国憲法の定める天皇は、その原案起草を命じたマッカーサー・ノートに記すような国家の元首、ザ・ヘッド・オブ・ザ・ステーツが象徴、シンボルというソフトな用語に改められておりますが、この象徴天皇は、日本国を代表され、また日本国民統合の中心に立たれる純然たる公人にほかなりません。しかも、「皇位は、世襲」というのですから、大和朝廷以来千数百年以上も続く比類のない家柄の皇族が国会の定める皇室典範にのっとりて皇位を世襲されることになりました。このような象徴世襲天皇の地位を主権の存する日本国民の総意に基づいて確定しているところが第一条の本質的な特徴でありましょう。

したがって、この現行憲法下における国歌君が代の「君」は、かような意味における象徴世襲天皇を指します。そして、それがイコール日本国をあらわし、また日本国民統合のシンボルだということにはなりません。ちなみに、「君主制の比較憲法学的研究」という大著をまとめられた模原猛博士は、憲法に国民主権を明記しながら君主を国家国民の代表、中心と仰いでいる立憲君主国としてベルギー王国やタイ王国など数カ国を挙げ、我が国もその典型的な一例とみなしておられます。

さて、このような君が代の解釈は、今回国旗・国歌法案の提出に当たって示された政府の統一見解と基本的に符合するものであります。そして、ほぼ同じ趣旨の見解は、既に平成元年に告示された学習指導要領の文部省による解説指導書にも認められます。けれども、それが小中学校の教科書にきちんと書かれておらず、また教育現場ではほ

とんどまともに教えられていないように見受けられます。

例えば、私の講演冊子の四十二ページにも引いておきましたが、十年前に日本青少年研究所から発表された日本と米国の高校生を対象とした国旗・国歌に対する意識と態度の調査、その結果を見ますと、日米の差が余りにも大きい、そのコメントを見ると、日本の高校生は外国の国旗や国歌に敬意をあらわさないばかりか、自国の国旗掲揚、国歌吹奏に際してもふざけた態度をとっていると諸外国から非難されているとの指摘があります。しかも、このような状態は一向に改善されず、むしろますます悪くなっていると言わざるを得ません。

それはなぜかといえば、日の丸にも君が代にも明文上の法的根拠がないことを盾にとつて、入学式や卒業式などの国旗掲揚、国歌斉唱に反対する理不尽な運動が各地で根強く行われてきたからだと思われまふ。

しかし、日の丸にも君が代にも日本の国旗・国歌として百年以上の伝統があります。その上、今回この国旗・国歌法案が七〇％を超す多数世論に従って参議院でも可決されますならば、教育基本法が明示している国民の育成という公教育の目的に背くような反対運動は恐らく不可能になるはずであります。むしろ、これを転機として、広く国際理解の観点から、小学校、中学校のみならず高校や大学においても日本と諸外国の国旗・国歌を教材として積極的に取り上げ、それぞれの国家国民が大切にしているものを互いに尊重し合えるような教育を推進してほしいと念じております。

最後に、このような国際的視野を持つて世界的に活躍しておられるオペラ歌手の林孝子さんが最近ある新聞に寄せられました君が代に関するコメントを引用させていただきます。「すばらしい歌だ。」「これだけ独特の伝統文化が国歌に生かされているのは、世界にも類がない。」「これを、今日の視点で批判するのはおかしい。かつてこういう歌が詠まれ、お祭りの場で庶民から大切にされて

きたということが貴重なものであつて、歴史的遺産に対して現在の理屈でケチを付けるのは島国根性というものだ。」とあります。

これには全く同感であります。まさに私どもは、先人から受け継いだ日本独特の伝統文化であり歴史的遺産とも言ふべき日の丸・君が代について一段と理解を深め、日本国民としてのナショナルアイデンティティーを共有しながら二十一世紀へと進んでまいりたいと思ひます。このたびの法制化をチャンスとして、かような真の日本再建と国際化を実現したいものであります。

以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。○団長(鴻池祥肇君) ありがとうございます。以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより公述人に対する質疑に入ります。なお、公述人の方々にお願い申し上げます。時間が限られておりますので、恐縮でございますが、御答弁はできるだけ簡潔にお述べいただきますようお願いいたします。

また、御発言は私の指名を待ってからお願い申し上げます。それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○南野知恵子君 本日は、公述人の方々、本当にいろいろとそれぞれのお立場からお述べいただきまして、大変感銘深く拝聴させていただきました。

時間も限られておりますので、単刀直入に御質問の方に入らせていただきたいと思います。お聞きします。

まず、山本公述人にお尋ね申し上げたいんですが、公述人のお勤めであられる今の学校は各種学校、専修学校ということでございますが、海外の方によく研修にお出かけになられるということとを先ほどのお話の中でいただきました。

他国との交流ということに對しましてお尋ねするんですが、我が国の国旗・国歌を愛するという

言葉、気持ちは、また他国に行きましてもその気持ちというものにつながるものだろうというふう
に思っております。そういう意味で、国旗・国歌
への正しい理解を持たせる、そして海外でのマ
ナーというものを正しくとっていくということも
大切な態度であろうと思いますが、公述人のその
ようなことについての御意見があれば伺いた
します。

○公述人(山本春樹君) 海外経験をしてあります
学生は余りありません。本校が四、五年前からこ
ういう計画を立て始め、海外に通用する生徒、学
生の育成を願って始めたところ、まず自分でパス
ポートの申請をする、そのことすら初めての学生
が多かったわけでありました。自分でパスポートを
申請するときに、自分が日本人であるということ
の自覚と同時に、日本人であるという看板を
しよって海外に出かけるということに対しての責
任を当然学校としては出発前に話をします。

先ほども申し上げましたとおり、本人たちが海
外での経験をしておりましたときに、その結果、
日本人と相手の国の人の力の差あるいは学力レ
ベルの差というものを初めて渡航して経験をして
きます。そうしたときに、日本人としての自覚
我々は本当に日本に生まれてよかったという自覚
と同時に、今学んでいることは決して間違いない、
そういう自覚を持って帰ってくる学生がほと
んどであります。

日の丸・君が代につきましては、中学、高校を
通じ、また私どもの学校を通じて自然と本人たち
は認識をし、慣習化の中で認めているところであ
ります。パスポートを持って日本人として海外へ
渡航し、相手方の国の学生とともに交流をし、そ
ういう経験の中で恐らく日の丸あるいは日本人で
あるという自覚を強くして帰ってきているものと
、そのような経験の中から私は大変うれしい報
告をいつも聞かせていただいております。

以上です。
○南野知恵子君 次に、中山公述人にお伺い申し
上げたいと思っております。

普通であります、小学校、中学校、高校の先
生がおられると大変いい御意見をいただけると
思ったのでございますが、本日、先生お一人が高
校での教育の御体験者かなというふうに思いまし
た。

そういう中から、学習指導要領ということに基
づいての君が代または国旗というものの取り扱い
というものがあろうかと思いますが、一部の学校
といえますか、そこでは入学式または卒業式が円
滑に進んでいないというようなこともたびたびお
聞きすることがございます。それに関連いたしま
して、御当地ではいかがなものなのか、公述人の
お知りになつていらっしゃる範囲で教えていただ
きたいというふうに思っております。

○公述人(中山清治君) 私個人の場合には、学校
運営上深刻な事態には至らないという状況で
推移してまいりました。今の学校では全く問題は
ないわけでございますが、入学式、卒業式時代の
思ひ出でございますが、入学式、卒業式のたびに
質問だとか意見が一部の方から出るというのは
この学校もあつたんじゃないか。私の学校でもあ
りました。

そのときに、もちろん学習指導要領の遵守とい
うことは校長として当然のことでありますから、
それは踏まえます。しかし、私に勇気を持たせた
のは、むしろ日の丸・君が代が既に国民的な認知
を得ておるというふうな判断をし理解しておつた
ということでございます。そして、それは国民的
常識になつていて、国民の間にも慣習として定
着している、それが非常な強みであつたというふ
うに思っています。

先ほども申し上げさせていただきましたように
に、国民的常識を明文化したものが法だというふ
うに私は思っておりますので、そういう意味で日
の丸・君が代が法制化されるということになれば、
強制力の問題は別としても、現場の校長たちは
非常に勇気づく、非常に職務命令も出しやすい
雰囲気が出てくるのではないかと。間違つても世
羅高校の校長先生のようなああいう悲劇は繰り返

してはならない。もちろん、そういうことがあつ
たから消極的に私は賛成だという意味じゃなく
て、あくまでも国民的常識を明文化するというこ
との意味でぜひお願いしたいと思つていてること
でございます。

○南野知恵子君 ありがとうございます。

次は、この資料をいただきました所公述人にお
伺いしたいと思っております。

この二ページ目のところにあります君が代の
「代」という意味、または君が代の「君」という
意味、または象徴天皇をあらわしている、イコ
ル日本国をあらわしているという文言がここで見
られるわけでございますけれども、所公述人は憲
法その他につきましてもお詳しいというふうにお
伺いたしておりますが、憲法の成立当初から象
徴天皇イコール日本国というようにあつた
のかどうか。そこら辺、さかのぼりますけれど
も、何かございましたらお聞かせいただきたとい
思います。

○公述人(所功君) 実は、私は日本法制史の専門
でございますので、憲法学の専門ではございま
せん。

一昨年、国会図書館で行われました「新憲法の
生い立ち」という特別展示がございまして、その
ときに拝見したんですが、昭和二十二年五月の新
憲法施行に当たりまして、占領下でありますけれ
ども、憲法の趣旨の普及にいろいろな努力が払われ
た。その一つにポスターがございまして、これは日
本大学の政治経済学会がつくつたものだそうで
ございますが、それが出ておりました。

これは非常におもしろいものでございまして、
先生方のお手元の資料にも挙げてございすけれ
ども、これを見ますと、どういふことが出てい
るかといふと、日本列島の上に日本国民がおり
まして、国民の総意によつて日の丸を奉じてお
るように見えますが、実はその日の丸の玉の部分
が菊の紋章になつております。

そして、それをそのまま右下へ移しまして、憲
法の第七条が絵で説明してございまして、それを見

ますと、この旗が意味するものは、つまりこの日
本国をあらわしておる旗が何を意味しているか、
これはイコール天皇であります。「天皇は、内閣
の助言と承認により、国民のために、左の国事に
関する行為を行ふ。」という憲法の第七条を図解
するために掲げたこの絵は、まさに日本国イコ
ル象徴天皇だ、象徴天皇イコール日本国民統合の
象徴だということを見事にあらわしておると思
います。

つまり、昭和二十二年当時、占領軍がいろいろ
チェックをしておつた時期でありますけれども、
まさにそういう中であつても、憲法の趣旨は、象
徴天皇イコール日本国だ、日本国民統合の象徴と
いうことはそういうことなんだということが示さ
れておりました、それがあつた意味で立法趣旨でも
あり、当時の一般的な解釈であつたというふう
に私は思っております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。
続けてお伺いしたいと思っております。

我々の委員会でもいろいろと論がございま
した。君が代の「君」、または君が代の「代」とい
うことについてでございますが、その中でも、さ
らに追求しますと、「さざれ石のいわおとなりて」
という文言がございまして、本当にさざれ石とい
うものがどのような形でつくられていたのかどうか
というふうなこともいろいろ話題になつたところ
でございますが、先生の御出身県が岐阜県だとお
伺いたしております。ある本の中には、さざれ
石は岐阜県にあるというふうなこともお伺いた
したことがあつたというふうな記憶いたしております
ので、何かそこら辺での課題がございましたら教
えていただきたいと思います。

○公述人(所功君) 君が代につきましては、先生が
今おっしゃいますように、問題にする人は、君が
代の「君」も問題なんだけれども、さざれ石がい
わおとなるというふうなことがあるのかというこ
とを疑問視する向きがあります。これは古今和歌
集などの注釈書を見ましてもいろいろ伝説に基
づくものと言われております。

一つは、中国の古い時代の説話集に、小さな石を拾ってきて、それで仏壇に置いておいたら長い間にそれが大きな岩になったという話がありまして、そういうものが日本に伝わって、これが君が代の歌に取り入れられたんだという説がございます。

それからもう一つは、先生今御指摘のように、私は岐阜県出身でございますけれども、岐阜県の春日村というところがござります。これは伊吹山のふもとでございますけれども、そこにさざれ石と称する大きな岩がございます。それは岐阜県の天然記念物になっておりますが、私はひよとしてそんな話があるのではないかと思っています。きたんですが、これはそのごく一部分であります。これがさざれ石の一部なんです。つまり、さざれ石というのは小石ということでありまして、さざれ石と小石が積もり積もって大きな岩になるというところが現にあるんです。これは伊吹山から流れ出る石灰質の水がいわばコンクリート状に固まりまして、実に今三層敷きくらい大きな岩になっていくんですが、そういうことがある。

つまり物は、大きなものはだんだん壊れて小さくなるということもござりますけれども、同時に、小さなものが寄り集まって固まって大きなものになるということもある。これは何百年、何千年の歴史の中でできたことでありまして、あれども、あれいはいさういことが知られておいて、それが歌に詠み込まれたのではないかとさういふふうに思われます。

事実、さういふことを既に古くから書かれたものもあり、特に地元では、さざれ石は地元のものだと言われて、だからこれを大いにPRしておられますが、率直に申せば、これは決して岐阜県の春日村だけでなくて、恐らく全国各地にある石灰質、角れき岩と申しますけれども、さういふものがあり、さういふものを目にした人が、あれいはいさういことを通じて長い年月の一つの象徴として歌に使われたのであるというふうに私は思っております。

○南野知恵子君 時間があとわずかになりましたが、もう一つだけお尋ねしたいと思えます。

君が代の歌、これは楽曲は大変なじみにくいというふうな声も聞いたらしいとおもいます。それについて、公述人の方で何か御意見がございますでしょうか。

○公述人(所功君) 実は、もともと君が代曲は儀式に使う、つまり外交儀礼あるいは公式儀礼に使う歌としてつくられましたし、とりわけそのものをつくりましたのは宮内省の一等伶人の林広守、あるいはその御令息等々でありますから、莊重なゆつたりした調べになっております。けれども、それでは余りにも今の時代に合わないのではないかとさういふ人がありますが、これはいろんなバリエーションがあってもいいと思うわけでありまして。

例えば、私は小学校時代からなじみがあるんですけれども、「君が代行進曲」というのがあります。あるいは先生方御存じだと思えますけれども、念のため私はきょう持ってきたまいりましたから、ちよつと聞いてください。これはある有名なオーケストラが演奏したものです。(録音再生)これは君が代が入っております。さういふふうな編曲は既に明治三十年代に、これは吉本光蔵という海軍の軍楽隊長が編曲されたものでありますけれども、さういふものもできております。

今回、国旗・国歌法案が成立しまして、そして法案にも示されておるような楽譜が明示される、それが基準になることは当然でありますけれども、それだけがすべてではなくて、その場所なり必要に応じていろんな編曲が行われ、それにふさわしい使われ方をしていくことが望ましいと思えます。さういふ意味で、この「君が代行進曲」などはまさに非常に感じのいいマーチとして活用されてしかるべきかというふうにおもっております。

○南野知恵子君 ありがとうございます。
○石田美栄君 一般の方々から公述人として来ていただいておりますから、それぞれ賛否意見があり

まして、つい議論になってしまうということが多いんですけれども、できるだけさういふことにならないようにお尋ねしたいと思えます。

まず、山本公述人と中山公述人に。それぞれの方には幾つかの点をもう少しはっきりお聞きしたいなと思う点を確かめたいと思えます。

さういふ意味で、山本公述人と中山公述人、お二人ともある年代の人たちの教育にいろんな形で携わってこられ、今も携わっておられる、さういふお立場はわかりましたが、日の丸と君が代に対して教育されている中で、生徒さんたちとかさういふ学生さんたち、さういふ子供たちの反応、姿勢、さういふのは全く同じに感じておられますか。それは違いくらいさういふふうにお考えでしょうか。

○公述人(中山清治君) 私は、子供たち、実感として日の丸・君が代を感じている者と学習によって感じ取っている者があると思えます。戦争というものは知らないわけですが、子供たちは、ですから、実際体験としては持っていないわけですが、聞いてはいる、学習としては知っているけれども、体験としては知っていない。さういふ学習として知っている形において反対というのは出てきていると思えます。賛成の者の中には、もちろん学習によって賛成しておる者も……

○石田美栄君 ちよつと済みません。日の丸に対する反応と君が代に対する反応の違いがさういふかという、簡潔に。

○公述人(中山清治君) さういふ意味ですか。日の丸と君が代ね。

余り大きな違いは私はないと思えます。私の見た目では余り大きな違いはないと思っております。○公述人(山本春樹君) 通常、学校教育におきましては、君が代と日の丸というのは大体いつも同時に使われるケースが多いわけですが、日の丸につきましては、去年行われましたワールドカップですとかオリンピック等にも使われておりますので、さういふ意味では、本校並びに高校生あたり年代の子たちにとっては、恐らく日の丸の方が

自然に受け入れているといましようか、さういふ親しみはあろうかと思えます。

○石田美栄君 ありがとうございます。
次に、島公述人にお伺いしたいんですが、本日お一人宗教的なお立場で出ておられていて、お尋ねするのにも非常に気をつけなければいけないと思っております。公述人個人の内心に立ち入らないように気をつけたいと思うのですが、とは申しまして、本日、島公述人は日本人のキリスト者で、それも指導的なお立場で出ておられますので、私も理解したいと思えますので、幾つかお尋ねしたいと思えます。

まず、日の丸に対してですが、お聞きしましたところでは、戦後の幾つかの点についてまず日本が、政府がきちつとすることが先決ださういふふうにおっしゃって、さうすれば日の丸も全く否定するわけではないさういふふうにお受けとめたのですけれども、お話を伺っていますと、さういふ点について、戦後五十四年間の日本のやってきたことをかなりさういふか、ほとんど否定しておられるようにお聞きしたのですが、それでよろしいでしょうか。

それから、国歌についてでございますが、国歌は要らないさういふふうにお考えなのではさういふか。それと、天皇制、象徴天皇制、憲法に書かれておりますが、これは否定されるのでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○公述人(島しづ子君) 大変重い課題で、答えるのに困りますが、私は戦後の平和憲法下の日本の歩みというものについて全般的に否定するものはありません。むしろ、平和憲法の平和主義ののつとて行われてきた大部分については評価しております。しかし、隣国の侵略に対して被害を受けた方々に対しての戦後補償の問題、謝罪については不十分である、本当に謝罪したことはないのでないかというふうにおもっています。それから、歌がなくていいかということですが、けれども、君が代は国歌としてふさわしくないという意味であります。

そして、象徴天皇制については、私は今の憲法を私どもに与えられた大変いいものであるというふうに思っておりますけれども、国民主権であるということと、それから憲法的一条に象徴天皇が置かれてあるということが矛盾しているのではないかとこのように理解しております。

私もキリスト者としては、戦争中、自分たちの信仰と国家神道とが両立するのだというふうに教え込まれて、そのように行動し、歩んだということがあります。しかし、それは全く間違っていたという反省を、私も持っておりますし、多くの友人たちも持っております。その意味で、君が代というものを国歌として定めるということは、私ども信仰者あるいは個人の良心の自由を侵すものであるというふうに私は理解しております。

○石田美栄君 もう一つ伺いしてもよろしいでしょうか。

そうすると、島公述人としては、国の歌を持つ、どこの国も持っていますし、国際的に出ても国歌のない国というわけにはいきません。どういう国歌がいいと思っておられるか、もし御意見をもちでございましたら伺いできたらと思います。

○公述人(島しづ子君) 正直に申しまして、私は国歌というところについてあるべきだということを考えたことがありません。ただ、君が代については国歌としてふさわしくないということを思っております。もし国歌として定めるならば、小林公述人のおっしゃいましたように、さまざまな立場の人たちの意見を考慮して、そして広く議論された上で決められるべきだというふうに思っております。

○石田美栄君 ありがとうございます。

続いて、小林公述人にお伺いいたします。小林公述人、安川公述人、所公述人は、三人とも学者でいらつしやいますし、それぞれ研究者でいらつしやいますので少し突き詰めてお尋ねしたい部分がございますが、安川公述人、所公述人はもうか

なりはつきりとおつしやいましたので、それ以上の点を確かめたいというところがございます。この中で、小林公述人に幾つかお尋ねしたいと思ひます。

まず、国歌と日の丸、両方ですか、四つの条件が整ってとおつしやいました。それ全部私もきちっと入らなかつたんですけれども、ずっと伺っていて、非常にこれは難しい、四つがそろつたというのはい体いつなんだろう、永遠にないのかな、その辺はどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。

そして、その内容につきまして、国民的合意というのを、先生とついでに言いたくなるんですが、小林公述人は例え一〇〇％とお考えなのか過半数なのか。まさか国歌・国旗は要らないとおつしやつておられるわけではないわけですか、国民的合意をどういうふうにお考えになつておられるのか。

そして、主権者国民の議論にゆだねるという、そのゆだねるというところは、日の丸も君が代もゆだねてどういうふうになつていくとお考えなのでしょうか。

そして、私たちが、私などが生きている間は無理なかなと思ひますけれども、ずっとその合意にいかなくつた場合は、この法制化というのはいく目の前に私たちが決めなきゃいけないところにあるわけですが、それまでは現実としていかに歌・国旗、今の君が代・日の丸で現実としていかにざるを得ないとお考えなのでしょうか。

それからもう一つ、多分時間がなくなつて思ひますけれども、教育の自主性ということについて、国のある程度の水準、基準というふうなもの、国家が強制するという意味じゃなくて、国のある意味の方向性、そういうものは要らない、全く自主性、国民に任せてしまふ、そういうふうにお考えなのでしょうか。

○公述人(小林武君) 三点の御質問というふうな承つてよかつたと思ひますけれども、最初の四条件と言ひましたのは、一つは、国家が強制しない、つまり個人の国旗・国歌に対する自由を保障

する、これが第一です。それから二つ目は、法制化することについての国民的合意が十分に成熟しているということ、これが二つ目でした。三つ目は、国旗・国歌をどのようなものにするのかということについては国民自身が提案をし選択をしていくべきだということでした。四つ目は、つくるとすれば、その内容は、人類普遍の原理という形では憲法に定着している三つの原理と申しますか、民主主義、平和主義そして人権の保障という原理を内容としたものにすべきだということをおつしやしました。

私は、この四つの条件というのは夢物語のような架空の条件ではないと思ひます。このことが国旗・国歌問題を議論する本筋でありましようし、この本筋に即してこれから国旗・国歌の問題を議論していくとすれば、やはりこういう形で議論は進んでいくのであらうというふうに私は思ひます。

一点目を入れておつしやいますのは、これは石田議員御理解されておられるように、つまりは国旗・国歌の法制化というのが将来においてはあり得る課題だということに私も考えておつしやまして、ただその場合も、明らかにそれぞれの国民がその国旗・国歌を強制されないう自由を基本的に保障しておかなければならないというふうな趣旨と考えておつしやいます。

二番目の御質問、国民的合意の内容でありますけれども、これは今即座に何％なのか、過半数なのか、三分の二というふうな特別多数なのか、あるいは一〇〇％なのかというふうな議論を私はしようとはしていません。むしろ、今の問題、先ほどの御発言の中におつしやしたけれども、ともあれ今こうした合意ができていないということにはかなり共通した認識ではないかというふうに思ひます。

定着しているかどうかという角度から見ると、ば、定着しているのはややとらまえていく概念であつて、この基準というのはいかなかなか難しいけれども、法制化に国民合意がどれだけ成熟してい

るかという点でいえば、これは成熟していないというふうには言わざるを得ないと思ひます。これをもう一つと進めていって、そしてほつたそれだけの国民の自由ということを保証した上で法制化ということが将来合意をもとにしてあり得るであらう。

御質問の三番目、それは教育の自主性の問題でありましたけれども、先ほど学力テスト判決を例にとりましましたように、この判決に私はいわば学問的には全面的賛成ではないのですけれども、そこでも言つておつしやすように、やはり教育の問題を考えると、つまり教育と国家あるいは教育と法を考えると、教育の隅々にまで権力的な統制を及ぼしていくこと、つまり教育の中身あるいは教育の方法について国家が決めていくこと、このことについては絶対にはいけないことだ。最高裁判所自身そういう判断に既に七〇年代から立っているわけであつて、こういう理解が今ないのではないのか、例えばこの法案の提案を見ておつしやいます。

ですから、どの子供たちも成長していくのにとつて必要であるというふうなミニマムなものを共通して身に付ける、こういう事柄は示してよからうけれども、しかしながらそれ以上の非常に詳細なあるいは子供の良心に直接かかわるようなこと、こういうことはこの法的規制の問題ではない。国旗や国歌の問題というのは、そういう意味で、いかに学習指導要領という、文部大臣告示という形で出されようとも、それは内容上法規とはなり得ないという理解なす。

大体そのようなことでよろしいでしょうか。○山本保君 公明党の山本保です。本来ですと全員の公述人の皆様にお聞きしなくてはならないと思ひますけれども、時間の都合もございいますのでそうもなりません。お許しくださいと思ひます。

中山公述人にちよつとお伺いしたいんです。中山先生は県内の高等学校の校長先生をやられたん

でしょうか、先ほどそんなお話を伺いましたので、実際に高等学校の現場におられたのは先生だけだというふうに思いますので、少しその辺でお聞きしたいんです。

高等学校で教えておられて、小中学校でこういう道徳といいますが、または国民的価値観の教育というふうなものをおきかんと受けてこられれば、高等学校では特にそういうことについて一々言う必要はないんじゃないかと私は思うわけなんです。今、愛知県内で、今といいますが、先生のお知りになられた限りでもちろん結構でございませうけれども、こういう教育、小中学校において、日本国もしくは外国も含めまして、国の価値観とかまたは国民的なアイデンティティーに対する教育というものはどのようなふうに行われているというふうに先生は感じられましたか。

○公述人(中山清治君) 小中学校におきましては道徳という時間がございまして。あの中で恐らく扱われているんだろうと思うのであります。私もちょっと小中学校の方のことはよく存じ上げていないわけですが、高専の方では倫理といったような学問の中で扱うことになるのであろうかというところですが、いずれにいたしましても、学校教育の場では、これがいいんですという一つの固定観念で教えるということではなくて、思考活動を助長するためにいろいろなケースでお話をしていっているんだろうというふうに思うのであります。高等学校ではそうでありませう。

しかし、そうはいっても、教育基本法に基づいて学習指導要領ができてきており、そしてその学習指導要領の中では国旗・国歌の尊重ということも義務づけられておられるわけでありませうから、やっぱりそれは尊重しなければならぬというふうに思うんです。

ですから、それは当然理屈としてはわかっていると思うんですが、校長先生がそのように勇気を持ってやってきておられるかという、必ずしもそうでもないというふうな気がするんです。

す。そこでは、非常に不意な言葉になるかもしれませんが、声が大きい人が得をする民主主義というものはいいかげんものかというところを感じたりすることもあるわけですね。いわゆるサイレントマジョリティー、声なき大多数の意見、考えというものが大切にしていく社会でなくてはいいかぬのではないかと、そういうふうなことはそういう現場の中で感じることはあります。

○山本保君 ありがとうございます。なかなか示唆に富む、私も非常に注意しなければならぬことかと思ひます。

それで、もう一つ、これは先ほどもお話に出ましたけれども、広島県で今回大変不幸な出来事があつたわけがございまして。これは余りにも生々しいですからこれについてはお伺いをいたしませんけれども、先生御自身で、例えば子供さん、もしくはその御父兄、もしくは先生で、校長先生として例えばこういうことをしようと言われたときに大変反対されて困つたというふうなことがあつたのか。もしあつたとしたとき、私は、教育者としては指導要領に書いてあるからとか職務命令だからだということには余り言われないんじゃないかと思うわけがございまして、この辺はどのように対応すべきだということをお考えでございませうか。

○公述人(中山清治君) そういう方の中にはお見えになるかもしれませんが、多くの校長は校長としての教育信念でもって物を言っているというふうな思ひます。私もそのようにしてまいりました。そういう場合に一番の味方になるのは国民の世論だということに思ひます。

学校内における賛否の数の問題と、それから国民的規模における民意の賛否の数の問題という二つの見方があると思ひます。その場合に、校長としては、これは学校の中のことだという場合には学校の職員の多数決というものは尊重していく必要があるだろう、最終的には校長の権限ですけれども、だけれども、日の丸・君が代といったようなことにかかわりますと、これは公的な問題で

ございまして、ですからどちらかというと国民の民意の数の問題ということと、賛否の数の問題というのを非常に尊重しなきゃいかぬのではないかと、私はそういう姿勢で当たってきたつもりでございませう。

○山本保君 どうもありがとうございます。それでは、ちょっと観点を交えて、キリスト教一般といいますが、また各考案方というものは私は全然知りませんので、島公述人少し教えていただきたいと思います。

戦前に内村鑑三事件等もあり、また矢内原忠雄さんの本なども私は読んだことがございまして。今こういう国旗・国歌に対して義務づけているような国がたたくさんございまして、民主主義の国でもあるわけですが、こういうとき宗教者としてどういう態度をとるべきかと。

例えば日本の場合、先生がおっしゃったように反対されている。それは日本の特殊な事情なのか、それとも宗教というものを根本にしたときにはこういう態度をとるべきではないのか、またはもつと瑣末なといひますが、もう少し具体的に、儀礼の仕方であるとか、そういうものがよろしくない、こういうふうにおっしゃるのか、いかがでございませうか。

○公述人(島しづ子君) 私は、第二次世界大戦のときにナチスもイタリアも国旗を変えたということに敬意を表しております。それは、日本もあの戦争のときに自分たちの歩みに対してピリオドを打って、日の丸・君が代についても一応の距離を置いたのではないかと、いうふうに理解しています。

諸外国において国旗・国歌があつて、それについてその国の人たちが敬意をあらわすということについては私も敬意をあらわしたいと思ひますし、そのようにいたします。しかし、日本においては君が代と日の丸の果たしてきた役割について私は敬意をあらわすことができないということですが、私だけではなくて、沖縄の人々、また在日する

外国人の方々が、もしこれが法制化されたときに、その国旗・国歌の前でどのような態度を強制されるのかということをお考えのときに、やはり私はこの点について疑問を持っていますということですが。

○山本保君 ちょっと確認させていただきますが、つまりそのお答えは、宗教者一般としてという意味ではなくして、今の日本の状況において賛成できない、こうおっしゃったということではございませうか。

○公述人(島しづ子君) もう一つ、君が代の歌詞について、天皇を賛美する歌は、私のキリスト教信仰に照らして、神を第一とする信仰と相反するということでは。

○山本保君 ありがとうございます。

それでは、小林先生、安川先生、所先生、三人とも研究者でございまして、ちょっとおっしゃったことは違ふことについて私の考えを申し上げますので、少し御意見をいただければと思ひます。

といひますのは、一昨日、委員会ですと私は言っておるんですが、児童の権利条約というのがございまして。これは日本ももちろん批准しているわけでありまして、この内容については国内法と同等という意味があると私は思っております。この中に「締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。」という、いわゆる教育内容とか教育目標について書かれておりまして、その三番目に「児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。」、こういう項目がございませう。

特にこの中に、二番目に申し上げました住んでいる国の国民的価値観に対する尊重を育成することとが、この国の教育の目標でなければならぬ、また、最後に第二項がございまして、そこにはいわゆる私立学校においてもこの基準に適合することを条件とする、こういう条文があるのです。

突然お聞きして申しわけないかと思ひますけれども、所先生、今申し上げましたいわゆる国民的な価値観に対する教育というものが国際的にも必要であると思ひますけれども、先生はいかがお考えでございますか。

○公述人(所功君) 先生御指摘のとおりでございます。まして、実は私も外国にそれほどたくさん行ったわけではありませんが、それぞれの国にはそれぞれの歴史があり、文化があり、特徴がある。それをそれぞれの国の方々は非常に大事にしておられる。そういうふうな実情を踏まえて、今度の児童の権利条約もできておると思ひます。

実は、物事には普遍的な、ある意味で非常にどこにも同じように適用されるべきものと、その国あるいはその地域にこそ尊重されるものの両方があると思ひます。私は、その両方を培うことが教育というものであつて、我々はもちろん世界に通用するようないろんな考え方、価値観を養うと同時に、他方、日本人がちょうど日本語を使うように、またこの日本の風土で培われてきたものをきちんと受け取つてこそ初めて日本人としてのいわば共通の理解も信念もできる。そういう特徴があるからこそ世界の諸外国の人々に交わつたときでも、それぞれの国の人の特徴があるように我々の特徴があるということが相互理解を生むことになるだらうと思ひます。

そういう意味で、先生の御指摘のとおり、この条約もそういうことをいわば当然の世界の常識としてうたつており、それが我々の日本においても教育目標とされ、それに基づいて教育が行われるというところは極めて重要なことだというふうに思つております。

○山本保君 ありがとうございます。
では、安川先生、お願いいたします。

○公述人(安川寿之輔君) 大変興味ある問題提起だと思ひます。つまり、日本の学校教育において日本の国民的価値観を教育するということが、それはごく自然なことだと思ひます。ところが、日の丸・君が代問題ということがこの問題に絡んで

くると、きようは時間の関係で省略をしました。が、広く知られていることですが、日本軍に軍隊慰安婦にされた過去を名乗り出て、九一年十二月に東京地裁に提訴した金学順さんが、あの記者会見のときに、私は今でも日の丸を見ると頭が腐つたように痛くなります、この日の丸が私の人生をめちゃくちゃにしたんですというふう述べて、広く報道されたわけですね。

アジアでかつて日本によって侵略されて、そして日の丸がその侵略戦争のシンボルとして使われて云々という、そういう過去の歴史的な事実があるから、例えば在日コリアンの子供にとつて日の丸・君が代を日本の学校の国民的価値観として教育することは十分あつていいと思ひます。しかし、それをコリアンの子供がどういうふう受けとめるかということになると、これは必ず出てくる思想、信条の自由にもかかわる。

私は、やはりドイツ、イタリアが侵略戦争を恥じて戦後見直している、その見直しを日本がやつてこなかつたというところがまさに君が代・日の丸問題の本質だ、冒頭に申し上げたように、ですから、事日の丸・君が代問題になると、日本は日本の教育だから国民的価値観を児童の権利条約に基づいてやつていいんだ、だからその学校で学ぶ在日コリアンであれその他の外国人もそれをそのまま受け入れなければいけないなんというところは全く通用しない。まさに児童の権利条約、一方で御存じのとおり児童の思想、信条の自由、意見表

明権等も積極的に児童の権利条約は認めているというところで、そういうふうな考えです。

○山本保君 時間がほとんどありませんけれども、私が先ほど読み上げました中の三番目に「自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成する」、こういうことも読み上げたわけでございます。今、安川先生のお話についてはそこにかかわることではないかなという気がいたします。

時間がございませんで、最後に簡単にお願いいたしますけれども、小林公述人、いかがでございますでしょうか。

○公述人(小林武君) 私、二点申しますけれども、児童の権利条約、つまり子どもの権利条約ですけれども、これを読みます場合に、今御指摘されているいわば公民としての育成の普遍性、これはほほだれもが承認する、国際的にも承認されていることだ。同時に、子どもの権利条約は、十四条の一項を後で御参照いただければありがたいと思ひますけれども、大変明確に「締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する」という条項がありまして、これを前提にした上での公民あるいは国家的価値、国民的価値ということなんです。

もう一つは、同時にそれは日本の場合には教育基本法に照らして見ていくべきでありまして、教育基本法も公民としての育成ということでないがしろにしているところ、例えば第一条には平和的な国家及び社会の形成者としての育成を述べておりますし、第八条にはそのために良識ある国民たるに必要な政治的教養の教育ということの必要を申しているわけで、これらのことを総合的に理解していくべきではないかというふう思つております。

○山本保君 ありがとうございます。
ただ、私は、十四条と二十九条が並立している、このことから素直に考えれば、宗教的な教育とか良心の教育ということと国民的価値観の教育というのはまさに別のものであるというふうに読むのが素直ではないかなという気がいたしますけれども、きようは議論の場ではございませんで、以上で終わります。

○林紀子君 きようは公述人の皆様、ありがとうございます。
時間関係がありますので全部の先生にお聞きすることができないかもしれませんが、お許しいただきたいと思ひます。

まず、私は、小林公述人にお話を聞きたいと思ひます。
今、国会の議論が行われている中で、教育の場

での強制というのが大変大きな問題になっております。私もおととい質問の機会がありまして質問いたしました。そのときに政府の方から返事がありましたのは、先生というのは自分の意思で先生になつてゐる、だから国旗・国歌の指導のような法令に従つて適正に課された職務については思想、信条を理由として拒否することまでは保障されていらないというふうな答えがありました。

しかし、日本の国の憲法は、先ほど来お話がおりますように、第十九条で思想、良心の自由というものがうたわれておりまして、この十九条というのはまさに国民全体に対して保障されている権利じゃないかと思ひます。

先生になつた途端に国旗・国歌の指導をしなればいけない、思想、信条を理由として拒否することはできないんだということはどうも腑に落ちないなとずつと思つてゐるんですけれども、憲法学者として小林先生はその辺をどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○公述人(小林武君) まず、思想、良心の自由ですけれども、これは日本国民すべてに対してのみならず、国籍を問わず、人全体に対して保障される自由である。そしてその中で、特に自己の信条、良心、思想というものを強制的に告白せられない自由、沈黙の自由、これが絶対的保障を受けるというものは、憲法學説、判例を通して固まつてゐるところです。

国会の議論を読んでいますと、外部的な行為としてこれが出てくるときには公共の福祉による制約を受ける、そういうふうなことがしばしば出てくるようですけれども、これはどうも憲法解釈あるいは憲法の理解を間違つておられる答弁じゃないかという気がいたします。

それは、良心を根拠にして何かの外部的行為を行い、それが他人の権利にかかわる、他人の権利を侵害する、という、こういう場面では、これは例えば表現の自由の問題として、あるいは信仰の場合でしたら信仰に基づく行為の問題として、あるいは学問の場合でしたら学問に基づく行為の問題

の強制というものが大変大きな問題になっております。私もおととい質問の機会がありまして質問いたしました。そのときに政府の方から返事がありましたのは、先生というのは自分の意思で先生になつてゐる、だから国旗・国歌の指導のような法令に従つて適正に課された職務については思想、信条を理由として拒否することまでは保障されていらないというふうな答えがありました。

しかし、日本の国の憲法は、先ほど来お話がおりますように、第十九条で思想、良心の自由というものがうたわれておりまして、この十九条というのはまさに国民全体に対して保障されている権利じゃないかと思ひます。

先生になつた途端に国旗・国歌の指導をしなればいけない、思想、信条を理由として拒否することはできないんだということはどうも腑に落ちないなとずつと思つてゐるんですけれども、憲法学者として小林先生はその辺をどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○公述人(小林武君) まず、思想、良心の自由ですけれども、これは日本国民すべてに対してのみならず、国籍を問わず、人全体に対して保障される自由である。そしてその中で、特に自己の信条、良心、思想というものを強制的に告白せられない自由、沈黙の自由、これが絶対的保障を受けるというものは、憲法學説、判例を通して固まつてゐるところです。

国会の議論を読んでいますと、外部的な行為としてこれが出てくるときには公共の福祉による制約を受ける、そういうふうなことがしばしば出てくるようですけれども、これはどうも憲法解釈あるいは憲法の理解を間違つておられる答弁じゃないかという気がいたします。

それは、良心を根拠にして何かの外部的行為を行い、それが他人の権利にかかわる、他人の権利を侵害する、という、こういう場面では、これは例えば表現の自由の問題として、あるいは信仰の場合でしたら信仰に基づく行為の問題として、あるいは学問の場合でしたら学問に基づく行為の問題

としてそれぞれ内在的制約が一応問題になつてきます。けれども、その根拠にある良心それ自体は侵害されるものではない、絶対的に保障されるものだというのが良心の自由の理解でして、これを消してしまふと十九条の存在意義というのはなくなってしまう。まず、それを押さえておきたいと思ふんです。

それを根拠にいたしまして、特に教師に対する処分の問題ですけれども、ここではその先生方は何かの行為をしようとしているのでは実はないわけですから、そのとおり拒否なんです、拒否をしようとして拒否しようとしていることですから、これは外部的行為の問題ではなくて、先ほどの制約と言われるその論理には入らないことだと思ひます。

さて、その命令の根拠ですけれども、それは職務命令という形で出てくる。けれども、法治国家の日本においてはそれは法的な根拠が必要であるわけで、管理の立場にある人が任意に出すものではないわけですから、法の根拠が必要だ。

国旗・国歌の問題でいきますと、これはかなり深いところで教師も含めた国民の思想、良心の自由にかかわっている問題でありますから、それを考えなければならぬ。もちろん、思想、良心にかかわるからといって一切の法義務を一般的に拒否するということについては先ほども申しましたように問題があり得ますけれども、国旗・国歌の問題というのはかなり深いところで思想、良心にかかわってくる。

私の見るところ、つくる側に立つて、だからこそ今度法案をつくることされるのにその法案の中に尊重義務とか強制とかあるいはそれを義務づけるための根拠規定とか、そういうふうな義務事項というのはないわけですね。この義務事項がないというのは、思想、良心の自由へのかかわりが深いからがゆえにそういう事項は設けることができない。とすれば、この法制化をする法案が成立しないとしても、そのことが個々の教員に具体的に義

務づける職務命令の根拠にはなり得ないというふうには私は考えております。

もちろん、なり得なくても職務命令を出してきて処分はされるのでありましようけれども、これが明白に瑕疵のあるときでししたらそれに従わなくてもよいということになりましようし、明白な瑕疵ということではなければ裁判で争うということになりましようが、でも、この裁判の場面で法治国家の日本では決着をつける、そのときには今のような論理が出てきて、その職務命令には結局は法的根拠はないのではないか、こういう論理になつてくるであらうと私は考えております。

○林紀子君 ありがとうございます。

そして、その問題に關しましてもう一つなんですけれども、これは参議院の本会議の場で答弁があつたことなんです。今その法的根拠というのはつくろつたとしていたわけですが、これには先生が今おっしゃつたように尊重の義務というのは課していない。しかし、学習指導要領の根拠ということで、憲法二十六条の精神に沿つてということが言われたわけなんです。

二十六条というのは確かに教育の機会均等ということをうたつてはいるわけですが、これが学習指導要領によつて全国一律に卒業式、入学式で国旗・国歌を掲揚したり歌つたりしなくちゃいけないという、教育の機会均等という二十六条をそういうことで当てるのはめづるものやっぱ不思議じゃないかなというふうには思つてはいるんですが、その辺はいかがでしょう。

○公述人(小林武君) 教育の機会均等、二十六条の文言に即して言へば、「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」、こういう文言でこのことの意味する日本国憲法の歴史の上で第一の事柄は、教育を受ける権利が経済的に保障されること。つまり、貧しい家庭の子供たちでも、そうであるがゆえに学習機会を奪われないうと、教育機会の、とりわけ経済的保障というところから出発した条文であるわけですね。

しかし、それにとどまつておらずに、さらに能力に応じてひとしく受けるということとは、それが持つてゐる能力、特性に応じて十分な教育が保障された上でそれぞれの能力、特に子供たちが個々の持つてゐる能力を全面的に花開かせること、この条件を保障するという教育条件の保障、特に障害を持つた子供たちの場合にはこの教育条件の保障ということが二十六条から出てくる非常に大事な課題となつてまいります。こういう二つはしっかりと確認されているところであるわけですね。

さらにそこから出てまいりますのは、どの子供も、つまり日本列島、日本社会のどの学校に通つてゐる子供も基本的な一定の基準の教育を保障されなければならぬ、これも確かに出てまいりましよう。したがって、学習指導要領の中で例えば小学校一年生であればこのような教科についての学習を受けるか、それらの事柄というのはやはり教育の機会均等から出てくる平等な条件の保障ということの中に入れていいたるうと思ふんです。

しかし、これは先ほど発言しましたように、そのことから本心に思想、良心ということに深くかわるような、つまりここでは個々の子供あるいは個々の教師のそうした精神的自由ということが問題になるようなテーマに關して、ここの機会均等から一律の教育というふうなことを導き出しはならない。例えば、そうなりますと、卒業式には津々浦々どの学校でも同じ歌が同じような方法で歌われなければならぬというふうな結論になつてまいります。そのようなことを憲法や教育基本法の上でどこで説明することができるとあるうか、私は甚だ疑問であります。

したがって、学習指導要領一般を論じるのではなくて、学習指導要領の中の今の九・君が代の条項、ここのところを二十六条に結びつけて解釈するというのは法律論としてはかなりの程度に牽強附会であるというふうには考えております。

○林紀子君 ありがとうございます。

続きまして、島公述人にお聞きしたいと思ひます。

先ほど、宗教を信じる方として、戦時中の話として、天皇と自分の信じる神とどちらが偉いのかという踏み絵を踏まれて殉教した先輩たちといったお話がありました。それでは、現在の問題として、今いろいろお聞きしましたように、学校の場面で、卒業式、入学式に一斉に起立をしない、一斉に礼をしない、君が代を歌いさないということがだんだん全国一〇〇%に近く行われるようになってゐるわけですね。

先ほど島公述人がおっしゃつたような日の丸・君が代の持つてゐる今までの歴史的な条件で、それはやっぱりおかしいと思ふ生徒も、それから宗教的立場で頭が下げられないと思ふ生徒もいると思ふんですけれども、現状ではそういうことはどうなつてゐるのか。

そして、まさに踏み絵をさせない沈黙の自由はあるんだということは政府も認めてゐるわけですね、信仰を持つてゐる生徒たちがそのときどういう対処をしているか、その困つた例、実例がありましたらお聞かせいただきたいと思ふんです。

○公述人(島しづ子君) 特に信仰を持たない人が日の丸・君が代に対して礼とか立位をとることができない場合でも、大勢の人たちがそれをしてゐる中で自分だけそれをしないということはできなくて、自分の良心を曲げて立つたり歌つたりしてゐるということがあつてゐると思ひます。

これからそれが法制化されていったときに、本当はしたくないけれども、周りの人たちが考えたときにそうせざるを得ないという形でいくだろうというふうには思ひますし、今もそのようにしてゐる人たちがいます。そして、教師たちが自分分はしたくないんだけどという矛盾を抱えながら子供たちにも相対してゐる。それは本当にいい環境ではないというふうには思ひます。形の上では整つて、日本の人たちがすべて日の丸と君が代に敬意をあらわして愛してゐるのかのうに見えて

けれども、しかし内面的なところでは非常に矛盾を抱え、本当は従いたくないけれどもそうしているんだと、それは本当に不幸な事態であるというふうに思います。

今でも、もし私の子供が教師としてそのような場でそのような仕事をさせられるとしたならば心が張り裂ける思いでありますし、実際そのような心して無気力にならなくては職務を遂行できないでいる教師もいると思います。そして、明らかに自分の意思を通したならば処分されている方々もいらつしやいます。そのことを考えたときに、私はこれを法制化することはもちろん反対です、今のような強制するという流れに対しては反対せざるを得ないというふうに思っております。

○林紀子君 ありがとうございます。
それでは、最後に中山公述人にお伺いしたいと思うんです。

今の島公述人のお話もありましたけれども、先ほどの公述の中で、思考することは、子供たちが、生徒たちが考えることは必要だ、しかし卒業式、入学式で迷わせ動揺させることはよくないことだというお話があったと思うんですが、迷わせ動揺させないために一律に形としてばつと押しつけてしまえば、それが本当に子供たちが考える糧になるのか。教育の中できちんと教えるは、日の丸、君が代の歴史や実態を教えるはするけれども、そのときそれじゃどう考えたかというのはいやばり子供たちに任せる、そこが大事じゃないかなと思つたんですが、その辺はいかがでしょう。

○公述人(中山清治君) 任せればいいんですけれども、思考と迷いの違いはどこにあるかという、冷静にいわゆる論理をたどつて考えていくというのが思考だと私は思うんです。迷い動揺するというのは、あちらこちらと心が移り動いてどうしていいかわからない状態が迷いであり動揺だと思ふんです。

一つの例を挙げてみますけれども、私の子供が行つておつた学校の話でちょっと恐縮ですが、

も、卒業式のときに、うちに帰つてまいりまして、お父さん、きょう式が始まつたら後からかういう小さな紙が回されてきた、その紙をちらつと見たら君が代を歌うと書いてある、後から回ってきたから私も前へ回したと言ふんです。それでおまへはどうしたんだと言ふんです。迷つた動揺した。厳肅な式典の中で動揺した、だけれども私も歌つたと言ふんです。ああそうかということ、私は余り深まつた話はいたしませんでしたけれども。

やつぱりそういうふうな、一部の先生と言つては失礼ですが、非常に強力でやられますと、ゆつくり考えて行動に移せる状況であればいいんですけれども、そうでない状況が間々見られるわけですね。また、今でもなしとは言えないというふうな思ふんです。先ほど、非常に失礼な言葉だとは思いますが、声の大きい人が、得をすると言つては変ですが、声の大きい人はどうなんだろうかというのを気にしたのもそういうところにもあるわけですね。

先ほどから思想、良心の自由と国旗・国歌の問題が問われておりますけれども、私の考えが専門家がありませんので間違つておるかもしれませんが、思想、良心の自由というのは不当に不利益をこうむることへのセキュリティーの規定のような気がするんです。それに対して、国旗・国歌というのは、国を愛し、いとおしみ、協力して幸せな国家を建設していこうじゃないかという方向性の象徴としてとらえている、これは私のドグマチックな考えかもしれませんが、そういうふうな考へております。いわゆる、思想、良心の自由の問題と国旗・国歌の問題というのは別問題じゃないんだらうかというふうな気がしておるわけですね。

ですから、思想、良心の自由というのは個人としての問題で、国旗・国歌の問題というのは、個人としての問題というよりも、国民としての問題のような気がします。そういうことになります

と、教育の場面ではどういうふうな姿勢をとるかという、やつぱり公的な見方をしたいかにかいのかぬのじゃないかなという私は考えなんですけれども。

○林紀子君 ありがとうございます。
時間が大分過ぎまして申しわけありません。

○山本正和君 社会民主党の山本でございます。安川公述人にお伺いしたいと思ふんですが、七十代の日本の男性は大体かなり厳しい戦争経験を受けておるんです。その中で安川公述人にはわだつみの会の戦没学生のことで大変な御苦勞をいただいている。

私は、今の学生諸君が恋を語り、あるいはこの世の中にある楽しいことを本当に一生懸命謳歌しながら、また大変苦しんでいる、いろんな価値観で、わかるんですけれども、あの時代の学生というの、恋人と別れ、父親、母親と別れ、友達と別れて、まだ十八歳、十九歳で全部統を持つて戦争へ行つて、天皇陛下万歳と言つて死んだんです。その我々にとつては、天皇は神様だった。現人神、こう言われたんです。ですから、神様ですから、すべてに超越した存在ですから宗教もへつたくれもない。日本の国の神様は天皇陛下ということであつた。そのときの歌が君が代だと思つたんです。ですから、天皇に対する忠誠というの、神様に対する自分たちの神の子としての働きというので歌つたのが君が代なんだ。このことは戦没学生の皆さんは一番よく知つておると思う。

そういう思いから、もしもそういう中で、戦没学生の皆さんが戦後の日本を見て、今の君が代論争を見たらどんなことを思われるだらうか。これも安川さんの今までのいろいろ研究された立場から含めて御意見をいただきたい、こう思います。

○公述人(安川寿之輔君) 七十代の直接戦争体験を持つた人たちにとつて、ガイドライン法案が成立するということを含めて、今の日本のありように対しては大変危機的な意識を持っています。昨

年とことしと報告で少し触れたように五団体で共同行動をとつたんですが、これは皆共通に戦争体験を直接、間接に持つておる人たちが中心なわけですね。やはり、その人たちが死ぬに死ねないという言葉を盛んに言つておるんです。安川さん、こんな形の国に日本がなつていったんじや、自分の親友たちがあの戦争で死んでいったということは一休どいう意味を持つたんだ、自分たちは死ぬに死ねない。

これは、私たちが共同行動をとつたときに、平均年齢八十歳の老兵士たちが死ぬに死ねないという形で集会をやつたということがマスコミでも取り上げられたんですが、やはり山本議員が今おつしやつたように、天皇絶対の時代状況の中で、文字どおり学徒出陣で戦場に出ることを余儀なくされ、非業の死を、しかも戦後しばらくの間は意に反して戦場に出ることを余儀なくされて死んでいった悲劇の若者たちということであつたわけですね。

ようやく九〇年代になって、わだつみ会の中でも、そういう我々わだつみ学徒兵の悲劇の側面だけ見ていていいのか、にもかかわらず、総体としてのわだつみ学徒兵はアジアに対する侵略を担つていたんじゃないかという反省が出てくる。もちろん、会としては、総体としてアジア太平洋戦争における加害を自分たちが担つたということは認める。ところが来ているわけなんです、そういうふうに分たれががつかつてつづられてしまつた。

そして、きょうの報告では落としたんですが、やはり日本の青年が今また同じような状況につくられておるという問題、簡単に数字を紹介したいんですが、私は今回のアンケート調査で、朝日新聞のガイドライン法案についての質問と同じ問題を聞いてみたんです。そうすると、ガイドライン法案に答えられない、返事なしというのが一般国民では二〇%だったんですが、名古屋大学の学生は四五%なんです。自分たちの戦争というふうなことになる自分たちの将来にもかかわつてくる、そういう大事な法案が論議されていること

に対して日本の青年たちは今それを的確に判断する情報や能力というものを持っていない。

もう一つの端的な数字として、十八歳選挙権の問題について、御存じのとおり、世界的にいわれる先進国では十八歳からの選挙権になっているんだけれどもという前提で聞くわけですが、今の二十歳からでいい、関心がない、その二つ合わせて六割という形で、要するに自分たちの国のありようについて主権者として参加するという意識そのものも、戦後教育の空洞化、形骸化の中で、やはり七十代の老人たちは、その若者の状況、私などのデータなんかを見て、これでは一九三〇年代の自分たちと同じじゃないか、自分たちは、昭和の初期には学生運動があったけれども、それが弾圧で消滅して、自治会なんというものが当たりの前だという形で大学や旧制高校で学んだ、そのために物事を正しく見ることができなかったと。ちよつと話が長くなってきたので、そういうことで、一言で言えば、とにかくこんなことでは死ぬに死ねないんだ、安川さん、とにかく一緒に頑張ろうよというのが彼らの切実な声です。

○山本正和君 ありがとうございます。

今度は所先生にお伺いしたいんですけれども、先ほどアメリカの青年は「星条旗よ永遠なれ」を誇りを持って歌う、日本の子供はだめだ、こういうお話があったんですが、アメリカは、フランスやイギリスから、ヨーロッパから移民でやってきて、ヨーロッパの植民地であった。それが独立するために団結して戦った。大変な戦いをやって、そして戦いの中で歌ったのが「星条旗よ永遠なれ」なんです。ですから、自由や民主主義、人権というものがアメリカ合衆国をつくる時にできた。その喜びと先祖の歴史を喜び合って合衆国の歌を歌ったと私は思うんです。ですから、国歌とか国旗が本当に国民に歌われるためにはそういうものがなくちゃいけない、喜びが。

しかし、君が代を、今国民を調査したら、国旗・国歌というその大部分は、私は正直に言いますけれども、東京オリピック以来、我が国の選

手が勝って、日の丸を掲げて、ああ、うれしいなと思つた。あるいは子供たちが、大相撲で最後に君が代が鳴ると、ああ大相撲の歌かというようになことで、これは日本の国歌だということであつたと浸透してきた中で、君が代が現在国歌と、こういうふうになく多くの国民が思っているというわけじゃないか。

要するにアメリカのように、アメリカ合衆国はこうなんです。よつとこのことをちゃんと教えて、そこから生まれて歌おうということに今なっている、実際の話が。その辺の違いを一緒に話して、やたらにいいじゃないかと私は思うもので、それから、所先生が国歌ということが必要として言われる場合には、そういう意味でこれからの国歌の扱いはどういふふうにお考えになつていらっしゃるか、ちよつとその辺をお伺いしたいんです。

○公述人(所功君) お答えします。

おっしゃることは大体趣意としてよくわかるんですが、私はアメリカにあるいは幾つかの国へ参りまして、それぞれの国旗・国歌についてどんなふうな教育をしておられるのか見てまいりました。

例えば、先生方のお手元にも届けてございますけれども、この間、五月の初めにアメリカに行きましたときに、アメリカの国立公文書館で「オー・アバウト・アメリカ」というのを手に入れました。これはまさに国の機関が出しているものなんです。こういうものに、今おっしゃいますように、まさにアメリカの独立のいわばシンボルとしての国旗及び国歌というものを非常に、これ小学校に入る前に子供たちに教えるような教材がちゃんと用意されているわけです。

それで、アメリカは、いわばまさに多民族、多

る、これが一つのあり方です。

しかし、さつきどなたか先生がおっしゃいましたように、世界は決して一つではありません。ほかのあり方もある。例えば、イギリスであれオランダであれ、君主国としてあるいは立憲君主国としてそれぞれの特徴を歌の中に読み込み、あるいは旗にあらわしておるケースもあるわけでありまして、そういう意味ではアメリカのありよう、あるいはまた日本のありよう、それぞれ共通する点があつてもいいけれども、日本はまた日本らしいあり方があつてもいいと思います。

ちなみに、もう一枚挙げておきましたのは、これは韓国の教科書であります。資料の終わりから二枚目に挙げてあります。韓国は御承知のように教科書は国定でありますけれども、小学校一年生が使う「生活と礼儀」という教科書であります。それを見ますと、御承知のように韓国の国旗は非常にいい国旗です。それからまた国歌も自然をたたえそして歴史をたたえ非常にいい歌なんです。それをそのようにきちんと掲げ、また歌うかというところが非常に……

○山本正和君 済みません。お話し中でございますが、ちよつと時間が余りありませんのでもう少し短く。

○公述人(所功君) 明確にしてあります。そういう意味では、やはりそれぞれの国がそれぞれの歴史なり文化を担って、それで旗や歌を掲げておるわけですから、それを私も十分考えながら、日本は日本らしくやっていったらいいというふうに考えております。

もちろん、それには、最初ちよつと話したと思ひますが、学校教育の中では非常に根強い、ある意味で教育合意というものが非常にありますから、そういう意味では一律の強制とかといううなことがなされない形でもっともつといううな努力がなされ、その上で心から掲げ歌うような、そういう教育環境をみんなてつくっていく必要があろうかというふうに思っております。

○山本正和君 団長、もう時間が余りございませ

んで、大変申しわけないんですが、小林先生、大変きつとした形でいろいろとお教えいただきまして感謝いたしますが、最後に、小林先生がこれからの日本の国旗・国歌のあり方について四つの提言をされましたけれども、具体的には今正直言ひまして国会の圧倒的多数は法制化で進んでおります。しかし、もしそれが通つた後、では小林先生はそういう御自身の心情からいって、これから国民の中でどういふことがあつたらいいというふうにお考えなのか、その辺をちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○公述人(小林武君) まずは、本当に法制化に関して、定着の度合いとかいうのを別にして、法制化という非常にわかりやすい指標を立てました場合に、国民世論と国会の中の意見部分とが全く乖離しているわけです。これは非常に残念だし、私は今の山本議員のようなおっしゃり方ではなくて、そういう乖離を参議院でこそ直していただきたい、まだ時間はあるわけで直していただきたい、これがきよの私の話の前提でございます。

その上に立つて、これができます場合は、私は、この社会というのは自由社会でありまして、自由の根拠というのはやはり精神的自由であつて、そのまた精神的諸自由の基本自由が良心の自由だというのが、これが憲法の理解なんです。ですから、これを徹底的に大事にしなければならぬ。

ですから、国旗・国歌法案が国旗・国歌法に仮になつても、それが国民をいかなる意味でも事実上の強制も含めて強制してはいけないというふうにはまず私は思ひます。そうであればこそ国旗・国歌法というのは第二条で終わりであります。義務事項は持つていないというところに法の執行者、法の担当者というのは十分に心して、強制的な運用というのは全く国においても地方においてもしないように望みたいというふうに思ひます。

そういうことでよろしいでしょうか。

○山本正和君　もう時間が来ましたので、ありがとうございました。

○団長（鴻池祥肇君）　以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。

この際、公述人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間御出席をいただきまして、貴重な御意見を賜りました。十分本委員会の参考にさせていただきますと思います。本日は、まことにありがとうございました。

以上をもちまして参議院国旗及び国歌に関する特別委員会名古屋地方公聴会を閉会いたします。

〔午後三時二十六分開会〕

平成十一年八月十八日印刷

平成十一年八月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇